

津 市 公 報		第 475 号 令和7年10月6日
目 次		
津市条例		
津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例		
津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例		
津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例		
津市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
津市公共下水道条例の一部を改正する条例		
津市規則		
津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則		
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		
津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市告示		
放置自転車の撤去及び保管		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
議会の認定を得た決算の公表		
市の区域に新たに土地を生じたことの確認		
町の区域変更		
議決を経た予算等の公表		
財政公表		
公示送達		
公示送達		
津市公告		
負傷動物の収容		
開発行為に関する工事の完了		
地域計画案の縦覧		
条件付一般競争入札の執行		
建設工事等の条件付一般競争入札の執行		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
負傷動物の収容		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
津市上下水道事業公告		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
建設工事等の条件付一般競争入札の執行		

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市消防本部告示

指定催しの指定

津市消防本部公告

消防用設備等の設置維持命令

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市議会の議員及び津市長の選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の光栄に関する規程の一部改正

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 9 号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 6 5 5 円と 2 8 円 3 5 銭」を「2 9 万 3 , 4 4 0 円と 3 0 円 7 3 銭」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 2 1 年津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選

挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 0 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

(5) 子ども 1 8 歳未満児をいう。

第 2 条第 1 2 号中「1 8 歳未満児」を「子ども」に改める。

第 7 条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者又は保護者等が受給資格証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により、受給資格に係る情報（福祉医療費等の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、当該保険医療機関が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第 9 条の 2 第 2 項中「第 7 条の規定により受給資格証を提示した 1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 5 号及び第 1 2 号並びに第 9 条の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前

に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 1 号

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「急傾斜地崩壊対策事業」の次に「（既に設置された同法第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の改造その他急傾斜地の崩壊を防止するための工事を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 2 号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 3 号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、法第 2 5 条の 1 0 第 1 項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合は、この限りでない。

第 6 条第 1 項中「特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 1 8 条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 管理者が定める軽微な工事
- (2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして管理者が定める工事
- (3) 法第 2 5 条の 1 7 又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 1 8 条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事
- (4) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第 7 条第 3 項第 1 号中「及び身分証明書並びに経歴書」を「、市区町村長が発行する身分証明書（外国人にあつては、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 3 に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し）及び経歴書」に改め、同項第４号中「専属責任技術者名簿、専属する」を「選任責任技術者名簿、選任する」に改め、「書類」の次に「（当該選任する責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合にあってはその兼務状況を示す書類を含む。）」を加える。

第９条第１項第１号中「が１人以上専属している」を「を選任している」に改める。

第１１条に次のただし書を加える。

ただし、三重県内における他の営業所について兼任する場合は、この限りでない。

第１４条第２項第５号中「専属する」を「選任する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第７条第３項の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 2 号

津市契約規則及び津市建設工事執行規則の一部を改正する規則
(津市契約規則の一部改正)

第 1 条 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、同項の保証委託契約を締結した金融機関等又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したものとみなす。

第 2 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保険証券の提出に代えて、電磁的方法であって、第 1 項第 1 号の履行保証保険契約を締結した保険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保険証券を提出したものとみなす。

第 2 8 条に次の 1 項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、同項の規定による保証証券の提出に代えて、電磁的方法であって、第 1 項第 2 号の工事履行保証契約を締結した保険会社等が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証券を提出したものとみなす。

(津市建設工事執行規則の一部改正)

第 2 条 津市建設工事執行規則（平成 1 8 年津市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第39条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 請負人は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、第1項又は前項の保証契約を締結した保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負人は、当該保証証書を市長に寄託したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申込みの誘引が行われる工事について適用し、同日前に申込みの誘引が行われる工事については、なお従前の例による。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 3 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 2 項中「1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 2 2 条の 3 第 2 項中、「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の期間）
第 2 8 条の 2 条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 1 1 箇月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 箇月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 4 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 4 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管し
ている自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示す
る。

令和 7 年 9 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋二丁目地内	1	令和 7 年 7 月 1 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 1 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 6 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 8 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 8 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 8 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 1 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 2 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 2 8 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 8 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 4 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 R y M Y K s
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所 N ケア
- 3 事業所の所在地
津市観音寺町 4 4 6 番地 8 6
- 4 指定年月日
令和 7 年 1 1 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 2 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定により、令和 7 年第 3 回津市議会定例会において認定を得た一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市一般会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市棕本財産区特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度津市水道事業会計決算

令和 6 年度津市工業用水道事業会計決算

令和 6 年度津市下水道事業会計決算

令和 6 年度津市駐車場事業会計決算

令和 6 年度津市モーターボート競走事業会計決算

令和6年度津市一般会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 市 税		41,590,940,000	42,816,645,245	41,971,508,581	35,713,417	809,423,247	380,568,581
	1 市 民 税	18,489,658,000	19,010,929,461	18,631,925,987	16,422,825	362,580,649	142,267,987
	2 固 定 資 産 税	18,135,028,000	18,706,847,793	18,315,081,170	15,776,614	375,990,009	180,053,170
	3 軽 自 動 車 税	972,000,000	1,010,592,026	984,614,389	1,565,931	24,411,706	12,614,389
	4 市 た ば こ 税	1,726,763,000	1,738,505,517	1,738,505,517	0	0	11,742,517
	5 入 湯 税	46,000,000	46,563,000	46,563,000	0	0	563,000
	6 都 市 計 画 税	2,221,491,000	2,303,207,448	2,254,818,518	1,948,047	46,440,883	33,327,518
2 地 方 譲 与 税		1,120,143,000	1,164,202,723	1,164,202,723	0	0	44,059,723
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	223,000,000	240,229,000	240,229,000	0	0	17,229,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	717,000,000	735,168,000	735,168,000	0	0	18,168,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	179,143,000	187,781,000	187,781,000	0	0	8,638,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000,000	1,024,723	1,024,723	0	0	24,723
3 利 子 割 交 付 金		14,000,000	19,832,000	19,832,000	0	0	5,832,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000,000	19,832,000	19,832,000	0	0	5,832,000
4 配 当 割 交 付 金		220,000,000	464,073,000	464,073,000	0	0	244,073,000
	1 配 当 割 交 付 金	220,000,000	464,073,000	464,073,000	0	0	244,073,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		220,000,000	642,430,000	642,430,000	0	0	422,430,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000,000	642,430,000	642,430,000	0	0	422,430,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		845,000,000	901,144,000	901,144,000	0	0	56,144,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000,000	901,144,000	901,144,000	0	0	56,144,000

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,968,000,000	7,228,679,000	7,228,679,000	0	0	260,679,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,968,000,000	7,228,679,000	7,228,679,000	0	0	260,679,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		264,000,000	271,285,232	271,285,232	0	0	7,285,232
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	264,000,000	271,285,232	271,285,232	0	0	7,285,232
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		160,000,000	179,430,000	179,430,000	0	0	19,430,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	160,000,000	179,430,000	179,430,000	0	0	19,430,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,608,000	43,608,000	43,608,000	0	0	0
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,608,000	43,608,000	43,608,000	0	0	0
12 地 方 特 例 交 付 金		1,495,097,000	1,639,614,000	1,639,614,000	0	0	144,517,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,495,097,000	1,495,097,000	1,495,097,000	0	0	0
	3 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0	144,517,000	144,517,000	0	0	144,517,000
13 地 方 交 付 税		22,196,505,000	22,553,686,000	22,553,686,000	0	0	357,181,000
	1 地 方 交 付 税	22,196,505,000	22,553,686,000	22,553,686,000	0	0	357,181,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		31,000,000	27,541,000	27,541,000	0	0	△3,459,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	31,000,000	27,541,000	27,541,000	0	0	△3,459,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		613,482,700	587,388,961	581,415,522	403,500	5,569,939	△32,067,178
	1 分 担 金	43,708,700	36,658,983	36,658,983	0	0	△7,049,717
	2 負 担 金	569,774,000	550,729,978	544,756,539	403,500	5,569,939	△25,017,461

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,879,207,000	2,148,357,920	1,819,069,040	121,170	329,167,710	△60,137,960
	1 使 用 料	1,590,177,000	1,878,036,450	1,548,747,570	121,170	329,167,710	△41,429,430
	2 手 数 料	289,030,000	270,321,470	270,321,470	0	0	△18,708,530
17 国 庫 支 出 金		25,281,596,398	23,678,341,033	23,678,341,033	0	0	△1,603,255,365
	1 国 庫 負 担 金	15,713,975,000	15,602,421,035	15,602,421,035	0	0	△111,553,965
	2 国 庫 補 助 金	9,560,135,398	8,069,252,316	8,069,252,316	0	0	△1,490,883,082
	3 委 託 金	7,486,000	6,667,682	6,667,682	0	0	△818,318
18 県 支 出 金		9,155,923,500	8,896,659,666	8,896,659,666	0	0	△259,263,834
	1 県 負 担 金	5,885,965,000	5,847,476,272	5,847,476,272	0	0	△38,488,728
	2 県 補 助 金	2,668,234,500	2,450,259,238	2,450,259,238	0	0	△217,975,262
	3 委 託 金	601,724,000	598,924,156	598,924,156	0	0	△2,799,844
19 財 産 収 入		322,855,000	378,392,605	378,320,223	0	72,382	55,465,223
	1 財 産 運 用 収 入	158,595,000	158,097,747	158,025,365	0	72,382	△569,635
	2 財 産 売 払 収 入	164,260,000	220,294,858	220,294,858	0	0	56,034,858
20 寄 附 金		316,184,000	310,890,070	310,890,070	0	0	△5,293,930
	1 寄 附 金	316,184,000	310,890,070	310,890,070	0	0	△5,293,930
21 繰 入 金		5,968,643,000	2,046,042,245	2,046,042,245	0	0	△3,922,600,755
	1 他 会 計 繰 入 金	31,858,000	31,858,000	31,858,000	0	0	0
	2 基 金 繰 入 金	5,936,785,000	2,014,184,245	2,014,184,245	0	0	△3,922,600,755
22 繰 越 金		2,083,903,760	2,083,903,970	2,083,903,970	0	0	210

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	1 繰 越 金	2,083,903,760	2,083,903,970	2,083,903,970	0	0	210
23 諸 収 入		1,649,940,780	1,784,421,358	1,465,170,871	5,403,206	313,847,281	△184,769,909
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	45,031,000	40,625,761	40,625,761	0	0	△4,405,239
	2 市 預 金 利 子	19,505,000	20,735,795	20,735,795	0	0	1,230,795
	3 貸 付 金 元 利 収 入	65,117,000	101,610,643	64,878,059	0	36,732,584	△238,941
	4 受 託 事 業 収 入	157,427,000	157,285,540	157,285,540	0	0	△141,460
	5 雑 入	1,362,860,780	1,464,163,619	1,181,645,716	5,403,206	277,114,697	△181,215,064
24 市 債		7,359,600,000	4,940,800,000	4,940,800,000	0	0	△2,418,800,000
	1 市 債	7,359,600,000	4,940,800,000	4,940,800,000	0	0	△2,418,800,000
歳 入 合 計		129,799,630,138	124,807,368,028	123,307,646,176	41,641,293	1,458,080,559	△6,491,983,962

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議 会 費		569,846,000	561,920,594	0	7,925,406	7,925,406
	1 議 会 費	569,846,000	561,920,594	0	7,925,406	7,925,406
2 総 務 費		17,131,417,720	16,608,702,962	136,209,200	386,505,558	522,714,758
	1 総 務 管 理 費	14,907,843,720	14,525,405,966	105,196,200	277,241,554	382,437,754
	2 徴 税 費	1,250,592,000	1,160,226,623	0	90,365,377	90,365,377
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	675,765,000	630,681,258	31,013,000	14,070,742	45,083,742
	4 選 挙 費	164,958,000	164,206,789	0	751,211	751,211
	5 統 計 調 査 費	43,402,000	40,234,185	0	3,167,815	3,167,815
	6 監 査 委 員 費	88,857,000	87,948,141	0	908,859	908,859
3 民 生 費		50,188,883,778	48,915,335,234	130,120,000	1,143,428,544	1,273,548,544
	1 社 会 福 祉 費	27,822,129,778	26,936,545,042	130,120,000	755,464,736	885,584,736
	2 児 童 福 祉 費	16,746,766,000	16,419,350,818	0	327,415,182	327,415,182
	3 生 活 保 護 費	5,617,335,000	5,558,777,274	0	58,557,726	58,557,726
	4 災 害 救 助 費	2,653,000	662,100	0	1,990,900	1,990,900
4 衛 生 費		11,066,292,180	10,442,000,892	0	624,291,288	624,291,288
	1 保 健 衛 生 費	3,900,478,420	3,420,228,698	0	480,249,722	480,249,722
	2 斎 場 費	325,642,000	324,773,963	0	868,037	868,037
	3 環 境 費	467,293,000	451,836,732	0	15,456,268	15,456,268
	4 清 掃 費	5,978,872,760	5,856,128,859	0	122,743,901	122,743,901
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	12,064,000	11,458,253	0	605,747	605,747

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	7 上 水 道 費	282,400,000	282,400,000	0	0	0
	8 生 活 排 水 処 理 費	99,542,000	95,174,387	0	4,367,613	4,367,613
5 労 働 費		52,241,000	51,709,451	0	531,549	531,549
	1 労 働 諸 費	52,241,000	51,709,451	0	531,549	531,549
6 農 林 水 産 業 費		2,555,588,140	2,327,926,126	173,932,622	53,729,392	227,662,014
	1 農 業 費	2,066,535,140	1,856,722,025	172,756,622	37,056,493	209,813,115
	2 林 業 費	444,511,000	429,227,835	1,176,000	14,107,165	15,283,165
	3 水 産 業 費	44,542,000	41,976,266	0	2,565,734	2,565,734
7 商 工 費		1,166,337,030	1,136,731,840	0	29,605,190	29,605,190
	1 商 工 費	1,166,337,030	1,136,731,840	0	29,605,190	29,605,190
8 土 木 費		18,219,113,292	15,942,160,310	2,068,739,879	208,213,103	2,276,952,982
	1 土 木 管 理 費	369,853,900	352,804,037	0	17,049,863	17,049,863
	2 道 路 橋 り ょ う 費	7,659,891,400	6,024,964,316	1,539,340,800	95,586,284	1,634,927,084
	3 河 川 費	670,333,000	631,176,629	21,436,000	17,720,371	39,156,371
	4 港 湾 費	133,862,000	114,834,848	15,672,600	3,354,552	19,027,152
	5 都 市 計 画 費	8,994,042,992	8,434,594,926	492,290,479	67,157,587	559,448,066
	6 住 宅 費	391,130,000	383,785,554	0	7,344,446	7,344,446
9 消 防 費		4,542,136,918	4,256,648,291	226,508,280	58,980,347	285,488,627
	1 消 防 費	4,542,136,918	4,256,648,291	226,508,280	58,980,347	285,488,627
10 教 育 費		12,499,694,800	10,958,864,539	1,232,779,000	308,051,261	1,540,830,261

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	1 教 育 総 務 費	2,667,325,000	2,603,074,034	0	64,250,966	64,250,966
	2 小 学 校 費	3,823,010,800	2,857,721,533	857,511,000	107,778,267	965,289,267
	3 中 学 校 費	1,740,598,000	1,287,775,894	375,268,000	77,554,106	452,822,106
	4 幼 稚 園 費	989,433,000	975,580,253	0	13,852,747	13,852,747
	5 社 会 教 育 費	2,624,436,000	2,593,557,638	0	30,878,362	30,878,362
	6 短 期 大 学 費	654,892,000	641,155,187	0	13,736,813	13,736,813
11 災 害 復 旧 費		70,256,000	22,152,940	44,528,000	3,575,060	48,103,060
	1 農林水産業施設災害復旧費	45,248,000	12,930,700	31,478,000	839,300	32,317,300
	2 公共土木施設災害復旧費	25,008,000	9,222,240	13,050,000	2,735,760	15,785,760
12 公 債 費		11,616,757,000	11,616,725,397	0	31,603	31,603
	1 公 債 費	11,616,757,000	11,616,725,397	0	31,603	31,603
13 諸 支 出 金		22,100,000	0	0	22,100,000	22,100,000
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100,000	0	0	22,100,000	22,100,000
14 予 備 費		98,966,280	0	0	98,966,280	98,966,280
	1 予 備 費	98,966,280	0	0	98,966,280	98,966,280
歳 出 合 計		129,799,630,138	122,840,878,576	4,012,816,981	2,945,934,581	6,958,751,562

歳入歳出差引残額

466,767,600円

令和7年8月25日 提出

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

事業勘定
歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 国 民 健 康 保 険 料		4,784,186,000	5,932,731,467	4,833,535,010	124,274,360	974,922,097	49,349,010
	1 国 民 健 康 保 険 料	4,784,186,000	5,932,731,467	4,833,535,010	124,274,360	974,922,097	49,349,010
2 国 民 健 康 保 険 税		226,000	1,658,030	94,990	0	1,563,040	△131,010
	1 国 民 健 康 保 険 税	226,000	1,658,030	94,990	0	1,563,040	△131,010
3 一 部 負 担 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 一 部 負 担 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 使 用 料 及 び 手 数 料		551,000	548,396	548,396	0	0	△2,604
	1 手 数 料	551,000	548,396	548,396	0	0	△2,604
5 国 庫 支 出 金		15,290,000	15,290,000	15,290,000	0	0	0
	2 国 庫 補 助 金	15,290,000	15,290,000	15,290,000	0	0	0
8 県 支 出 金		18,482,033,000	18,308,459,984	18,308,459,984	0	0	△173,573,016
	2 県 補 助 金	18,482,033,000	18,308,459,984	18,308,459,984	0	0	△173,573,016
10 財 産 収 入		293,000	292,545	292,545	0	0	△455
	1 財 産 運 用 収 入	293,000	292,545	292,545	0	0	△455
11 繰 入 金		2,330,199,000	2,145,266,189	2,145,266,189	0	0	△184,932,811
	1 繰 入 金	2,330,199,000	2,145,266,189	2,145,266,189	0	0	△184,932,811
12 繰 越 金		38,433,000	38,433,523	38,433,523	0	0	523
	1 繰 越 金	38,433,000	38,433,523	38,433,523	0	0	523
13 諸 収 入		78,102,000	87,416,734	69,583,970	842,255	16,990,509	△8,518,030
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	42,215,000	41,801,349	41,801,349	0	0	△413,651

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	3 雑 入	35,887,000	45,615,385	27,782,621	842,255	16,990,509	△8,104,379
歳 入	合 計	25,729,314,000	26,530,096,868	25,411,504,607	125,116,615	993,475,646	△317,809,393

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		401,506,000	391,783,277	0	9,722,723	9,722,723
	1 総 務 管 理 費	290,569,000	282,390,200	0	8,178,800	8,178,800
	2 徴 収 費	109,284,000	107,784,182	0	1,499,818	1,499,818
	3 運 営 協 議 会 費	330,000	301,159	0	28,841	28,841
	4 趣 旨 普 及 費	1,323,000	1,307,736	0	15,264	15,264
2 保 険 給 付 費		18,196,190,000	17,903,652,800	0	292,537,200	292,537,200
	1 療 養 諸 費	15,668,186,173	15,384,904,981	0	283,281,192	283,281,192
	2 高 額 療 養 費	2,461,053,827	2,460,671,093	0	382,734	382,734
	3 移 送 費	260,000	0	0	260,000	260,000
	4 出 産 育 児 諸 費	48,840,000	42,076,726	0	6,763,274	6,763,274
	5 葬 祭 諸 費	17,650,000	16,000,000	0	1,650,000	1,650,000
	6 傷 病 手 当 金	200,000	0	0	200,000	200,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,718,862,000	6,718,861,199	0	801	801
	1 医 療 給 付 費 分	4,535,125,000	4,535,124,925	0	75	75
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,668,005,000	1,668,004,651	0	349	349
	3 介 護 納 付 金 分	515,732,000	515,731,623	0	377	377
7 共 同 事 業 拠 出 金		0	0	0	0	0
	1 共 同 事 業 拠 出 金	0	0	0	0	0
8 保 健 事 業 費		268,303,000	224,935,663	0	43,367,337	43,367,337
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	225,237,000	185,786,855	0	39,450,145	39,450,145

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	2 保 健 事 業 費	43,066,000	39,148,808	0	3,917,192	3,917,192
9 基 金 積 立 金		293,000	292,545	0	455	455
	1 基 金 積 立 金	293,000	292,545	0	455	455
11 諸 支 出 金		144,160,000	140,236,612	0	3,923,388	3,923,388
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	114,510,000	111,309,612	0	3,200,388	3,200,388
	2 繰 出 金	29,650,000	28,927,000	0	723,000	723,000
歳 出 合 計		25,729,314,000	25,379,762,096	0	349,551,904	349,551,904

歳入歳出差引残額

31,742,511円

直営診療施設勘定
歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 診 療 収 入		26,495,000	24,386,715	24,386,715	0	0	△2,108,285
	1 外 来 収 入	23,073,000	20,636,536	20,636,536	0	0	△2,436,464
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,422,000	3,750,179	3,750,179	0	0	328,179
2 使 用 料 及 び 手 数 料		290,000	355,650	355,650	0	0	65,650
	1 使 用 料	53,000	42,640	42,640	0	0	△10,360
	2 手 数 料	237,000	313,010	313,010	0	0	76,010
3 繰 入 金		29,650,000	28,927,000	28,927,000	0	0	△723,000
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	29,650,000	28,927,000	28,927,000	0	0	△723,000
4 繰 越 金		1,000	994	994	0	0	△6
	1 繰 越 金	1,000	994	994	0	0	△6
5 諸 収 入		1,000	123,510	123,510	0	0	122,510
	2 雑 入	1,000	123,510	123,510	0	0	122,510
歳 入 合 計		56,437,000	53,793,869	53,793,869	0	0	△2,643,131

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		41,754,000	41,278,872	0	475,128	475,128
	1 施 設 管 理 費	41,754,000	41,278,872	0	475,128	475,128
2 医 業 費		13,458,000	11,291,225	0	2,166,775	2,166,775
	1 医 業 費	13,458,000	11,291,225	0	2,166,775	2,166,775
3 公 債 費		1,225,000	1,223,384	0	1,616	1,616
	1 公 債 費	1,225,000	1,223,384	0	1,616	1,616
歳 出 合 計		56,437,000	53,793,481	0	2,643,519	2,643,519
		歳入歳出差引残額				388円

事業勘定

歳入歳出差引残額31,742,511円

直営診療施設勘定

歳入歳出差引残額388円

令和7年8月25日 提出

津市長 前葉泰幸

令和 6 年度津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 保 險 料		6,266,022,000	6,342,978,650	6,291,537,104	9,769,008	41,672,538	25,515,104
	1 介 護 保 險 料	6,266,022,000	6,342,978,650	6,291,537,104	9,769,008	41,672,538	25,515,104
2 使 用 料 及 び 手 数 料		80,000	90,650	90,650	0	0	10,650
	1 手 数 料	80,000	90,650	90,650	0	0	10,650
3 国 庫 支 出 金		7,344,273,000	7,371,383,365	7,371,383,365	0	0	27,110,365
	1 国 庫 負 担 金	5,253,329,000	5,253,329,570	5,253,329,570	0	0	570
	2 国 庫 補 助 金	2,090,944,000	2,118,053,795	2,118,053,795	0	0	27,109,795
4 支 払 基 金 交 付 金		8,045,241,000	8,045,242,915	8,045,242,915	0	0	1,915
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,045,241,000	8,045,242,915	8,045,242,915	0	0	1,915
5 県 支 出 金		4,373,026,000	4,373,027,369	4,373,027,369	0	0	1,369
	1 県 負 担 金	4,152,960,000	4,152,960,000	4,152,960,000	0	0	0
	2 県 補 助 金	220,066,000	220,067,369	220,067,369	0	0	1,369
6 財 産 収 入		961,000	960,768	960,768	0	0	△232
	1 財 産 運 用 収 入	961,000	960,768	960,768	0	0	△232
7 繰 入 金		4,984,498,000	4,691,361,000	4,691,361,000	0	0	△293,137,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,628,696,000	4,566,662,000	4,566,662,000	0	0	△62,034,000
	2 基 金 繰 入 金	355,802,000	124,699,000	124,699,000	0	0	△231,103,000
8 繰 越 金		489,336,000	489,336,388	489,336,388	0	0	388
	1 繰 越 金	489,336,000	489,336,388	489,336,388	0	0	388
9 諸 収 入		11,201,000	2,724,237	2,192,429	0	531,808	△9,008,571

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	2 雑 入	10,001,000	1,659,378	1,127,570	0	531,808	△8,873,430
	3 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1,200,000	1,064,859	1,064,859	0	0	△135,141
歳 入	合 計	31,514,638,000	31,317,105,342	31,265,131,988	9,769,008	42,204,346	△249,506,012

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		467,995,000	453,604,309	0	14,390,691	14,390,691
	1 総 務 管 理 費	149,804,000	146,188,519	0	3,615,481	3,615,481
	2 徴 収 費	31,058,000	30,311,973	0	746,027	746,027
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	194,733,000	190,771,897	0	3,961,103	3,961,103
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	90,764,000	84,707,732	0	6,056,268	6,056,268
	5 趣 旨 普 及 費	986,000	985,057	0	943	943
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	650,000	639,131	0	10,869	10,869
2 保 険 給 付 費		29,211,342,000	28,867,987,026	0	343,354,974	343,354,974
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	28,569,566,072	28,258,858,370	0	310,707,702	310,707,702
	2 特定入所者介護サービス等費	615,605,404	582,958,132	0	32,647,272	32,647,272
	3 そ の 他 諸 費	26,170,524	26,170,524	0	0	0
3 地 域 支 援 事 業 費		1,409,087,000	1,383,602,021	0	25,484,979	25,484,979
	1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	99,746,000	99,005,507	0	740,493	740,493
	2 包括的支援事業・任意事業費	700,971,000	685,705,392	0	15,265,608	15,265,608
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	606,214,000	596,755,047	0	9,458,953	9,458,953
	4 そ の 他 諸 費	2,156,000	2,136,075	0	19,925	19,925
4 基 金 積 立 金		961,000	960,768	0	232	232
	1 基 金 積 立 金	961,000	960,768	0	232	232
6 諸 支 出 金		395,356,000	391,094,303	0	4,261,697	4,261,697
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	387,594,000	383,332,303	0	4,261,697	4,261,697

歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	2 繰 出 金	7,762,000	7,762,000	0	0	0
7 保 健 福 祉 事 業 費		29,897,000	29,897,000	0	0	0
	1 保 健 福 祉 事 業 費	29,897,000	29,897,000	0	0	0
歳 出 合 計		31,514,638,000	31,127,145,427	0	387,492,573	387,492,573

歳入歳出差引残額 137,986,561円

令和7年8月25日 提出

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		3,881,530,000	3,897,913,503	3,877,493,919	2,395,301	18,024,283	△4,036,081
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3,881,530,000	3,897,913,503	3,877,493,919	2,395,301	18,024,283	△4,036,081
2 使 用 料 及 び 手 数 料		25,000	27,729	27,729	0	0	2,729
	1 手 数 料	25,000	27,729	27,729	0	0	2,729
3 繰 入 金		4,107,689,000	4,103,946,000	4,103,946,000	0	0	△3,743,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,107,689,000	4,103,946,000	4,103,946,000	0	0	△3,743,000
4 繰 越 金		131,791,000	131,791,624	131,791,624	0	0	624
	1 繰 越 金	131,791,000	131,791,624	131,791,624	0	0	624
5 諸 収 入		219,085,000	218,782,414	218,782,414	0	0	△302,586
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	600,000	881,594	881,594	0	0	281,594
	3 雑 入	212,485,000	212,425,565	212,425,565	0	0	△59,435
	4 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000,000	5,475,255	5,475,255	0	0	△524,745
歳 入 合 計		8,340,120,000	8,352,461,270	8,332,041,686	2,395,301	18,024,283	△8,078,314

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		84,831,000	81,368,978	0	3,462,022	3,462,022
	1 総 務 管 理 費	63,017,000	60,472,248	0	2,544,752	2,544,752
	2 徴 収 費	21,814,000	20,896,730	0	917,270	917,270
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,249,229,000	8,201,868,826	0	47,360,174	47,360,174
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,249,229,000	8,201,868,826	0	47,360,174	47,360,174
3 諸 支 出 金		6,060,000	5,476,455	0	583,545	583,545
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,060,000	5,476,455	0	583,545	583,545
歳 出 合 計		8,340,120,000	8,288,714,259	0	51,405,741	51,405,741

歳 入 歳 出 差 引 残 額

43,327,427円

令 和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 使 用 料 及 び 手 数 料		1,000	1,500	1,500	0	0	500
	1 使 用 料	1,000	1,500	1,500	0	0	500
3 繰 入 金		183,795,000	183,795,000	183,795,000	0	0	0
	1 繰 入 金	183,795,000	183,795,000	183,795,000	0	0	0
4 繰 越 金		1,000	569	569	0	0	△431
	1 繰 越 金	1,000	569	569	0	0	△431
5 諸 収 入		74,983,000	71,021,056	71,021,056	0	0	△3,961,944
	1 雑 入	74,983,000	71,021,056	71,021,056	0	0	△3,961,944
歳 入 合 計		258,780,000	254,818,125	254,818,125	0	0	△3,961,875

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		130,510,000	128,951,455	0	1,558,545	1,558,545
	1 事 業 費	52,525,000	50,967,452	0	1,557,548	1,557,548
	2 清 算 事 業 費	77,985,000	77,984,003	0	997	997
2 公 債 費		128,270,000	128,268,646	0	1,354	1,354
	1 公 債 費	128,270,000	128,268,646	0	1,354	1,354
歳 出 合 計		258,780,000	257,220,101	0	1,559,899	1,559,899

歳 入 歳 出 差 引 歳 入 不 足 額 2,401,976円

こ の た め 翌 年 度 繰 上 充 用 金 2,401,976円

令 和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 県 支 出 金		3,812,000	3,812,000	3,812,000	0	0	0
	1 県 補 助 金	3,812,000	3,812,000	3,812,000	0	0	0
4 繰 越 金		11,339,000	11,339,812	11,339,812	0	0	812
	1 繰 越 金	11,339,000	11,339,812	11,339,812	0	0	812
5 諸 収 入		17,698,000	277,793,105	20,650,254	895,085	256,247,766	2,952,254
	1 貸 付 金 元 利 収 入	16,858,000	276,833,751	19,690,900	895,085	256,247,766	2,832,900
	2 雑 入	840,000	959,354	959,354	0	0	119,354
歳 入 合 計		32,849,000	292,944,917	35,802,066	895,085	256,247,766	2,953,066

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		32,849,000	30,965,412	0	1,883,588	1,883,588
	1 総 務 管 理 費	32,849,000	30,965,412	0	1,883,588	1,883,588
歳 出 合 計		32,849,000	30,965,412	0	1,883,588	1,883,588

歳 入 歳 出 差 引 残 額 4,836,654円

令 和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市棕本財産区特別会計歳入歳出決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財 産 収 入		1,000	519	519	0	0	△481
	1 財 産 運 用 収 入	1,000	519	519	0	0	△481
2 繰 入 金		527,000	508,000	508,000	0	0	△19,000
	1 基 金 繰 入 金	527,000	508,000	508,000	0	0	△19,000
3 繰 越 金		5,000	5,170	5,170	0	0	170
	1 繰 越 金	5,000	5,170	5,170	0	0	170
歳 入 合 計		533,000	513,689	513,689	0	0	△19,311

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		532,000	507,536	0	24,464	24,464
	1 総 務 管 理 費	532,000	507,536	0	24,464	24,464
2 基 金 積 立 金		1,000	519	0	481	481
	1 基 金 積 立 金	1,000	519	0	481	481
歳 出 合 計		533,000	508,055	0	24,945	24,945

歳 入 歳 出 差 引 残 額 5,634円

令 和 7 年 8 月 2 5 日 提 出

津 市 長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度 津市 水道事業 会計 決算

1 令和6年度津

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 水道事業収益	9,056,853,000	△238,636,000	0	8,818,217,000
第1項 営業収益	7,818,132,000	△286,669,000	0	7,531,463,000
第2項 営業外収益	1,232,242,000	48,033,000	0	1,280,275,000
第3項 特別利益	6,479,000	0	0	6,479,000

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	8,427,630,000	△286,779,000	0	0	0	8,140,851,000
第1項 営業費用	8,062,737,000	△291,108,000	0	0	0	7,771,629,000
第2項 営業外費用	355,291,000	△4,727,000	0	0	0	350,564,000
第3項 特別損失	9,602,000	9,056,000	0	0	0	18,658,000

市水道事業決算報告書

単位 円

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
8,716,733,449	△101,483,551	
7,494,172,324	△37,290,676	(うち、仮受消費税及び地方消費税 658,244,808円)
1,212,398,740	△67,876,260	(うち、仮受消費税及び地方消費税 21,457,625円)
10,162,385	3,683,385	(うち、仮受消費税及び地方消費税 691,663円)

単位 円

額		決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
0	8,140,851,000	7,689,261,623	27,700,000	423,889,377	
0	7,771,629,000	7,389,761,071	27,700,000	354,167,929	(うち、仮払消費税及び地方消費税 415,427,369円)
0	350,564,000	286,594,949	0	63,969,051	(うち、仮払消費税及び地方消費税 26,820円) 消費税及び地方消費税納付額 66,451,300円
0	18,658,000	12,905,603	0	5,752,397	(うち、仮払消費税及び地方消費税 1,135,712円)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,139,691,000	△384,104,000	1,755,587,000	0	0
第1項 企業債	1,664,200,000	△244,900,000	1,419,300,000	0	0
第2項 出資金	121,700,000	△119,900,000	1,800,000	0	0
第3項 補助金	351,990,000	△19,304,000	332,686,000	0	0
第4項 負担金	1,800,000	0	1,800,000	0	0
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	4,991,496,000	△691,809,000	0	4,299,687,000	136,464,500	0
第1項 建設改良費	3,884,150,000	△691,818,000	0	3,192,332,000	136,464,500	0
第2項 企業債償還金	1,107,339,000	0	0	1,107,339,000	0	0
第3項 投資	7,000	9,000	0	16,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,194,141,726円は、当年度分消費税及び地方消費資金 1,790,294,337円で補てんした。

なお、たな卸資産購入限度額の執行額は 43,626,132円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費

単位 円

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
1,755,587,000	1,642,820,840	△112,766,160	
1,419,300,000	1,314,800,000	△104,500,000	
1,800,000	1,800,000	0	
332,686,000	325,233,000	△7,453,000	
1,800,000	987,840	△812,160	
1,000	0	△1,000	

単位 円

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
4,436,151,500	3,836,962,566	318,227,900	0	318,227,900	280,961,034	
3,328,796,500	2,729,609,540	318,227,900	0	318,227,900	280,959,060	(うち、仮払消費税及び地方消費税 235,837,961円)
1,107,339,000	1,107,337,565	0	0	0	1,435	
16,000	15,461	0	0	0	539	

税資本的収支調整額 214,390,185円、減債積立金 189,457,204円及び過年度分損益勘定留保

税は 3,966,012円である。

2 令和6年度津市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益

(1) 給水収益	6,578,529,475	
(2) 受託工事収益	225,951,024	
(3) その他営業収益	<u>31,447,017</u>	6,835,927,516

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	3,009,683,374	
(2) 配水及び給水費	973,287,513	
(3) 受託工事費	208,996,263	
(4) 業務費	332,964,337	
(5) 総係費	470,294,476	
(6) 減価償却費	1,927,763,704	
(7) 資産減耗費	51,006,628	
(8) その他営業費用	<u>337,407</u>	<u>6,974,333,702</u>

営業損失

138,406,186

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	8,753,937	
(2) 他会計補助金	88,735,000	
(3) 雑収益	227,866,960	
(4) 新規給水加入金	109,551,000	
(5) 長期前受金戻入	<u>756,034,218</u>	1,190,941,115

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	198,399,107		
(2) 雑支出	<u>43,133,774</u>	<u>241,532,881</u>	<u>949,408,234</u>

経常利益

811,002,048

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	<u>9,470,722</u>	9,470,722
--------------	------------------	------------------

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>11,357,141</u>	<u>11,357,141</u>	<u>△1,886,419</u>
--------------	-------------------	--------------------------	--------------------------

当年度純利益

809,115,629

前年度繰越利益剰余金

0

その他未処分利益剰余金変動額

189,457,204

当年度未処分利益剰余金

998,572,833

3 令和6年度津市水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資 本 金	剰				
		資 本 剰				
		工 事 負 担 金	受 贈 財 産 額	国 県 補 助 金	他 補 助 金	計 金
前年度末残高	21,796,972,362	61,598,203	150,505,078	444,832,106		96,475,884
前年度処分額	1,302,476,123	0	0	0		0
条例による処分額	1,302,476,123	0	0	0		0
資本金への組入	1,302,476,123	0	0	0		0
減価積立金への積立	0	0	0	0		0
処分後残高	23,099,448,485	61,598,203	150,505,078	444,832,106		96,475,884
当年度変動額	1,800,000	0	0	0		8,114,395
一般会計出資金の受入れ	1,800,000	0	0	0		0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0		8,114,395
当年度純利益	0	0	0	0		0
その他未処分利益剰余金 変動額	0	0	0	0		0
当年度末残高	23,101,248,485	61,598,203	150,505,078	444,832,106		104,590,279

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

4 令和6年度津市水道事業剰余金処分計算書

単位 円			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高	23,101,248,485	857,173,373	998,572,833
条例による処分額	945,491,422	0	△ 998,572,833
資本金への組入	945,491,422	0	△ 945,491,422
減価積立金の積立	0	0	△ 53,081,411
処分後残高	24,046,739,907	857,173,373	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

単位 円						
余		金				
余 金		利 益 剰 余 金				資 本 合 計
そ の 他 資 本 剰 余 金 合 計	資 本 剰 余 金 合 計	減 価 積 立 金	未 処 分 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計	
95,647,707	849,058,978	0	1,491,933,327	1,491,933,327	2,340,992,305	24,137,964,667
0	0	189,457,204	△1,491,933,327	△1,302,476,123	△1,302,476,123	0
0	0	189,457,204	△1,491,933,327	△1,302,476,123	△1,302,476,123	0
0	0	0	△1,302,476,123	△1,302,476,123	△1,302,476,123	0
0	0	189,457,204	△189,457,204	0	0	0
95,647,707	849,058,978	189,457,204	(繰越利益剰余金) 0	189,457,204	1,038,516,182	24,137,964,667
0	8,114,395	△ 189,457,204	998,572,833	809,115,629	817,230,024	819,030,024
0	0	0	0	0	0	1,800,000
0	8,114,395	0	0	0	8,114,395	8,114,395
0	0	0	809,115,629	809,115,629	809,115,629	809,115,629
0	0	△ 189,457,204	189,457,204	0	0	0
95,647,707	857,173,373	0	(当年度未処分利益剰余金) 998,572,833	998,572,833	1,855,746,206	24,956,994,691

5 令和6年度津市水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	2,055,355,090	
ロ 立 木	4,386,284	
ハ 建 物	3,207,792,356	
減価償却累計額	<u>△1,896,129,517</u>	1,311,662,839
ニ 構 築 物	80,438,495,624	
減価償却累計額	<u>△42,294,334,851</u>	38,144,160,773
ホ 機 械 及 び 装 置	14,429,096,833	
減価償却累計額	<u>△9,834,849,643</u>	4,594,247,190
ヘ 車 両 運 搬 具	48,226,844	
減価償却累計額	<u>△41,177,992</u>	7,048,852
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	222,914,770	
減価償却累計額	<u>△180,000,904</u>	42,913,866
チ 建 設 仮 勘 定	<u>4,135,805,092</u>	
有形固定資産合計		50,295,579,986

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 中 勢 水 道 利 用 権	47,423,957	
ロ 庁 舎 利 用 権	64,194,291	
ハ 施 設 利 用 権	142,923,996	
ニ 電 話 加 入 権	<u>901,396</u>	
無形固定資産合計		255,443,640

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券	600,000,000	
ロ 基 金	6,972,635	
ハ そ の 他 投 資	<u>20,820</u>	
投資その他の資産合計		<u>606,993,455</u>

固 定 資 産 合 計

51,158,017,081

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	3,598,447,621
(2) 未 収 金	1,194,287,340
貸倒引当金	<u>△ 41,807,613</u>
未 収 金 合 計	1,152,479,727
(3) 貯 蔵 品	107,468,147
(4) 前 払 費 用	2,230,530
(5) 前 払 金	32,100,000
(6) そ の 他 流 動 資 産	<u>600,000</u>

流 動 資 産 合 計

4,893,326,025

資 産 合 計

56,051,343,106

負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する			
企 業 債	15,095,030,124		
企 業 債 合 計		15,095,030,124	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	836,419,265		
引 当 金 合 計		836,419,265	
固 定 負 債 合 計			15,931,449,389
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良に要する			
企 業 債	1,049,124,992		
企 業 債 合 計		1,049,124,992	
(2) 未 払 金		1,002,465,435	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	53,219,000		
ロ 法定福利費引当金	10,288,000		
引 当 金 合 計		63,507,000	
(4) その他流動負債		21,509,562	
流 動 負 債 合 計			2,136,606,989
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		33,867,756,217	
(2) 収 益 化 累 計 額		△20,841,464,180	
繰 延 収 益 合 計			13,026,292,037
負 債 合 計			31,094,348,415
資 本 の 部			
6 資 本 金			
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 工 事 負 担 金	61,598,203		
ロ 受贈財産評価額	150,505,078		
ハ 国 県 補 助 金	444,832,106		
ニ 他 会 計 補 助 金	104,590,279		
ホ その他資本剰余金	95,647,707		
資 本 剰 余 金 合 計		857,173,373	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度			
未処分利益剰余金	998,572,833		
利 益 剰 余 金 合 計		998,572,833	
剰 余 金 合 計			1,855,746,206
資 本 合 計			24,956,994,691
負 債 資 本 合 計			56,051,343,106

注 記

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 たな卸資産（貯蔵品）の評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物 10年～65年

構築物 10年～60年

機械及び装置 8年～30年

車両運搬具 2年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

中勢水道利用権 10年～55年

庁舎利用権 50年

施設利用権 15年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企業繰出金通知第1-7等に基づき、1,441,014,616円である。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 51,081,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金 9,944,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金 4,140,679円を取り崩した。

Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	10,181,280 円
1 年超	28,402,980 円
計	38,584,260 円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	3,839,200 円
1 年超	7,579,200 円
計	11,418,400 円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和 6 年度津市工業用水道事業会計決算

1 令和6年度津市工業

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計
第1款 工業用水道事業収益	23,803,000	0	0	23,803,000
第1項 営 業 収 益	23,760,000	0	0	23,760,000
第2項 営 業 外 収 益	43,000	0	0	43,000

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小 計
第1款 工業用水道事業費用	20,737,000	0	0	0	0	20,737,000
第1項 営 業 費 用	19,737,000	0	0	0	0	19,737,000
第2項 営 業 外 費 用	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

用 水 道 事 業 決 算 報 告 書

単位 円

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
24,093,165	290,165	
23,760,000	0	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,160,000円)
333,165	290,165	

単位 円

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	合 計				
0	20,737,000	17,692,853	0	3,044,147	
0	19,737,000	17,044,953	0	2,692,047	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 330,345円)
0	1,000,000	647,900	0	352,100	消費税及び地方消費税納 付額 647,900円

2 令和6年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>21,600,000</u>	21,600,000	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,787,420		
(2) 総係費	12,329,208		
(3) 減価償却費	<u>1,597,980</u>	<u>16,714,608</u>	
営業利益			4,885,392
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	333,165		
(2) 雑収益	<u>1,181,755</u>	<u>1,514,920</u>	<u>1,514,920</u>
経常利益			<u>6,400,312</u>
当年度純利益			6,400,312
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>6,400,312</u></u>

3 令和6年度津市工業用水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金	剰余金	
		資本金剰余金	
		工事負担金	資本金剰余金計
前年度末残高	133,554,237	0	0
前年度処分額	0	0	0
条例による処分額	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0
処分後残高	133,554,237	0	0
当年度変動額	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	133,554,237	0	0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

4 令和6年度津市工業用水道事業剰余金処分計算書

単位 円

	資本金	資本金剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	133,554,237	0	6,400,312
条例による処分額	0	0	△ 6,400,312
建設改良積立金の積立	0	0	△ 6,400,312
処分後残高	133,554,237	0	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

単位 円

余			金		資 本 合 計	
利 益 積 立 金		建 設 改 良 金	未 処 分 利 益 金			利 益 剰 余 金 計
剰 余 金		剰 余 金	剰 余 金			
46,496,932		44,738,341	2,495,356	93,730,629	93,730,629	227,284,866
0		2,495,356	△2,495,356	0	0	0
0		2,495,356	△2,495,356	0	0	0
0		2,495,356	△2,495,356	0	0	0
46,496,932		47,233,697	(繰越利益剰余金) 0	93,730,629	93,730,629	227,284,866
0		0	6,400,312	6,400,312	6,400,312	6,400,312
0		0	6,400,312	6,400,312	6,400,312	6,400,312
46,496,932		47,233,697	(当年度未処分利益剰余金) 6,400,312	100,130,941	100,130,941	233,685,178

5 令和6年度津市工業用水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,650,000	
ロ 建 物	7,999,210		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△7,535,261</u>	463,949	
ハ 構 築 物	98,936,483		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△72,064,395</u>	26,872,088	
ニ 機 械 及 び 装 置	78,096,020		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△74,049,469</u>	4,046,551	
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	360,000		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△342,000</u>	<u>18,000</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計		<u>33,050,588</u>	
固 定 資 産 合 計			33,050,588
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		213,435,567	
(2) 前 払 費 用		<u>1,520</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>213,437,087</u>
資 産 合 計			<u><u>246,487,675</u></u>

負債の部

3 流動負債

(1) 未払金

12,719,622

流動負債合計

12,719,622

4 繰延収益

(1) 長期前受金

1,657,500

(2) 長期前受金
収益化累計額

△1,574,625

繰延収益合計

82,875

負債合計

12,802,497

資本の部

5 資本金

133,554,237

6 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 利益積立金

46,496,932

ロ 建設改良積立金

47,233,697

ハ 当年度未処分利益剰余金

6,400,312

利益剰余金合計

100,130,941

剰余金合計

100,130,941

資本合計

233,685,178

負債資本合計

246,487,675

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物 18年～38年

構築物 25年～40年

機械及び装置 8年～20年

工具、器具及び備品 5年

2 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

令和6年度津市下水道事業会計決算

1 令和6年度津市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 下水道事業収益	13,048,449,000	△132,773,000	0	12,915,676,000
第1項 営 業 収 益	4,060,936,000	9,798,000	0	4,070,734,000
第2項 営 業 外 収 益	8,982,405,000	△153,904,000	0	8,828,501,000
第3項 特 別 利 益	5,108,000	11,333,000	0	16,441,000

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	11,771,526,000	△81,209,000	0	0	0	11,690,317,000
第1項 営 業 費 用	10,502,124,000	△10,823,000	0	0	0	10,491,301,000
第2項 営 業 外 費 用	1,108,402,000	△70,576,000	0	0	0	1,037,826,000
第3項 特 別 損 失	161,000,000	190,000	0	0	0	161,190,000

下水道事業決算報告書

単位 円

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
13,024,072,613	108,396,613	
4,086,814,715	16,080,715	(うち、仮受消費税及び地方消費税 259,734,778円)
8,915,073,241	86,572,241	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,046,936円)
22,184,657	5,743,657	(うち、仮受消費税及び地方消費税 48,504円)

単位 円

額		決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
0	11,690,317,000	11,610,234,672	12,300,000	67,782,328	
0	10,491,301,000	10,371,193,776	12,300,000	107,807,224	(うち、仮払消費税及び地方消費税330,199,710円)
0	1,037,826,000	1,079,617,567	0	△41,791,567	特定収入に係る消費税273,539,692円は現金の支出を伴わないため予算額を超過して執行した。
0	161,190,000	159,423,329	0	1,766,671	(うち、仮払消費税及び地方消費税219,609円)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定に係る繰越額に充てる財源	継続費通次繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	7,252,703,000	△797,084,000	6,455,619,000	1,210,475,000	1,400,000,000
第1項 企 業 債	4,633,000,000	△599,500,000	4,033,500,000	880,500,000	700,000,000
第2項 負 担 金	110,845,000	△21,767,000	89,078,000	0	0
第3項 補 助 金	2,504,080,000	△175,817,000	2,328,263,000	329,975,000	700,000,000
第4項 基金繰入金	4,778,000	0	4,778,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	費 次 額
第1款 資本的支出	10,711,432,000	△800,555,000	0	9,910,877,000	1,220,682,000	1,400,000,000	
第1項 建設改良費	5,133,746,000	△763,255,000	0	4,370,491,000	944,497,000	1,400,000,000	
第2項 流域下水道建設負担金	261,644,000	△34,246,000	0	227,398,000	276,185,000	0	0
第3項 企 業 債 償 還 金	5,309,625,000	△33,000	0	5,309,592,000	0	0	0
第4項 投 資	6,417,000	△3,021,000	0	3,396,000	0	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,355,342,808円は、当年度分消費税及び地方当年度分損益勘定留保資金2,130,068,345円で補てんした。

単位 円

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
9,066,094,000	8,056,994,409	△1,009,099,591	
5,614,000,000	4,925,900,000	△688,100,000	
89,078,000	95,916,930	6,838,930	
3,358,238,000	3,030,399,479	△327,838,521	
4,778,000	4,778,000	0	

単位 円

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
12,531,559,000	11,412,337,217	1,006,505,800	0	1,006,505,800	112,715,983	
6,714,988,000	5,707,621,209	898,014,800	0	898,014,800	109,351,991	うち、仮払消費税及び地方消費税 464,252,494円
503,583,000	395,092,000	108,491,000	0	108,491,000	0	うち、仮払消費税及び地方消費税 35,917,446円
5,309,592,000	5,309,589,075	0	0	0	2,925	
3,396,000	34,933	0	0	0	3,361,067	

消費税資本的収支調整額 226,630,248円、過年度分損益勘定留保資金 998,644,215円及び

2 令和6年度津市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	2,599,003,180		
(2) 他会計負担金	1,226,145,000		
(3) その他営業収益	<u>1,931,757</u>	3,827,079,937	
2 営業費用			
(1) 汚水管渠費	219,492,253		
(2) 雨水管渠費	52,701,676		
(3) 汚水ポンプ場費	39,520,109		
(4) 雨水ポンプ場費	186,869,003		
(5) 処理場費	501,104,150		
(6) 委任業務費	72,497,110		
(7) 業務費	100,079,501		
(8) 市営浄化槽費	404,666,616		
(9) 共同汚水処理施設費	210,973,832		
(10) 農業集落排水処理施設費	272,669,717		
(11) 総係費	206,799,038		
(12) 流域下水道維持管理負担金	1,471,944,059		
(13) 減価償却費	6,301,672,957		
(14) 資産減耗費	<u>4,045</u>	<u>10,040,994,066</u>	
営業損失			6,213,914,129
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	34,933		
(2) 他会計補助金	4,199,844,521		
(3) 国庫補助金	14,170,000		
(4) 県補助金	2,997,000		
(5) 長期前受金戻入	4,172,495,477		
(6) 雑収益	<u>299,267,307</u>	8,688,809,238	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	796,981,605		
(2) 補助交付金	9,096,270		
(3) 雑支出	<u>349,441,476</u>	<u>1,155,519,351</u>	<u>7,533,289,887</u>
経常利益			1,319,375,758
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	488,437		
(2) その他特別利益	<u>21,647,716</u>	22,136,153	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,196,045		
(2) その他特別損失	<u>156,664,480</u>	<u>158,860,525</u>	<u>△136,724,372</u>
当年度純利益			1,182,651,386
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,182,651,386</u></u>

3 令和6年度津市下水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金	剰余金				
		資本剰余金				
		国庫補助金	他負担金	他会計補助金	受贈財産評価額	
前年度末残高	21,055,504,031	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,564,201,654	
前年度処分額	1,117,267,065	0	0	0	0	0
条例による処分額	1,117,267,065	0	0	0	0	0
資本金への組入	1,117,267,065	0	0	0	0	0
処分後残高	22,172,771,096	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,564,201,654	
3事業統合に伴う変動額	2,269,369,540	0	0	0	144,018,398	
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	24,442,140,636	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,708,220,052	

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。
注2 「3事業」とは、令和6年度より地方公営企業会計基準を適用している市営浄化槽事業、

4 令和6年度津市下水道事業剰余金処分計算書

単位 円			
	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	24,442,140,636	4,217,199,567	1,182,651,386
条例による処分額	1,182,651,386	0	△ 1,182,651,386
資本金への組入	1,182,651,386	0	△ 1,182,651,386
処分後残高	25,624,792,022	4,217,199,567	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

単位 円					
余金		金			資本合計
余金		利益剰余金		剰余金合計	
県補助金	資本剰余金計	未処分利益剰余金	利益剰余金計		
1,784,000	4,073,181,169	1,117,267,065	1,117,267,065	5,190,448,234	26,245,952,265
0	0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0
0	0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0
0	0	△1,117,267,065	△1,117,267,065	△1,117,267,065	0
1,784,000	4,073,181,169	(繰越利益剰余金) 0	0	4,073,181,169	26,245,952,265
0	144,018,398	0	0	144,018,398	2,413,387,938
0	0	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386
0	0	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386	1,182,651,386
1,784,000	4,217,199,567	(当年度未処分利益剰余金) 1,182,651,386	1,182,651,386	5,399,850,953	29,841,991,589

共同污水处理施設事業及び農業集落排水事業のことをいう。

5 令和6年度津市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産			
イ 土 地		5,086,060,772	
ロ 建 物	4,895,363,725		
減価償却累計額	<u>△1,938,847,514</u>	2,956,516,211	
ハ 構 築 物	195,705,903,418		
減価償却累計額	<u>△44,755,050,759</u>	150,950,852,659	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,269,175,542		
減価償却累計額	<u>△4,509,787,737</u>	4,759,387,805	
ホ 車 両 運 搬 具	5,093,694		
減価償却累計額	<u>△2,457,098</u>	2,636,596	
ヘ 工具、器具及び備品	6,105,894		
減価償却累計額	<u>△3,167,187</u>	2,938,707	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>5,265,637,770</u>	
有形固定資産合計			169,024,030,520
(2) 無形固定資産			
イ 流域下水道施設利用権		11,351,819,650	
ロ 電 話 加 入 権		<u>10,336,000</u>	
無形固定資産合計			11,362,155,650
(3) 投資その他の資産			
イ 基 金		33,528,534	
ロ 出 資 金		6,594,000	
ハ そ の 他 投 資		<u>27,150</u>	
投資その他の資産合計			<u>40,149,684</u>
固定資産合計			<u>180,426,335,854</u>
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,360,811,766	
(2) 未 収 金	668,820,369		
貸倒引当金	<u>△ 65,694,147</u>		
未 収 金 合 計		603,126,222	
(3) 前 払 金		<u>15,050,000</u>	
流動資産合計			<u>2,978,987,988</u>
資 産 合 計			<u>183,405,323,842</u>

負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良に要する 企 業 債	<u>56,848,657,927</u>	56,848,657,927
企 業 債 合 計		
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	<u>522,767,349</u>	522,767,349
引 当 金 合 計		
固 定 負 債 合 計		57,371,425,276
4 流 動 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良に要する 企 業 債	<u>5,295,525,678</u>	5,295,525,678
企 業 債 合 計		
(2) 未 払 金		1,481,612,222
(3) 前 受 金		7,000,000
(4) 引 当 金		
イ 賞 与 引 当 金	33,947,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>6,672,000</u>	
引 当 金 合 計		40,619,000
(5) その他流動負債		<u>39,071,758</u>
流 動 負 債 合 計		6,863,828,658
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金		126,274,924,620
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△36,946,846,301</u>
繰 延 収 益 合 計		89,328,078,319
負 債 合 計		153,563,332,253
資 本 の 部		
6 資 本 金		24,442,140,636
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	3,708,220,052	
ロ 国 庫 補 助 金	322,694,016	
ハ 県 補 助 金	1,784,000	
ニ 他 会 計 負 担 金	128,338,084	
ホ 他 会 計 補 助 金	<u>56,163,415</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		4,217,199,567
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当 年 度 未処分利益剰余金	<u>1,182,651,386</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,182,651,386</u>
剰 余 金 合 計		5,399,850,953
資 本 合 計		29,841,991,589
負 債 資 本 合 計		183,405,323,842

注 記

I. 重要な会計方針

令和6年度より、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法による
・主な耐用年数	
建物	15年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～20年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法による
・主な耐用年数	
流域下水道施設利用権	20年～50年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企業繰出金通知第7下水道事業13及び14に基づき、6,250,896,906円である。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金31,267,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金6,144,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金6,726,018円を取り崩した。

Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	4,304,640 円
1年超	15,783,680 円
計	20,088,320 円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,719,091 円
1年超	930,000 円
計	2,649,091 円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

IV. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

公共下水道事業は、公共下水道の汚水処理及び雨水処理並びに特定環境保全公共下水道の汚水処理を運営しているが、同一料金体系を採用していることから1つの報告セグメントとしている。

農業集落排水事業は、農業集落排水施設の汚水処理及び簡易排水施設の汚水処理を運営しているが、同一料金体系を採用していることから1つの報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道計画区域における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
市営浄化槽事業	浄化槽処理促進区域における、合併処理浄化槽の整備、し尿・生活雑排水等の処理
共同汚水処理施設事業	共同汚水処理区域における、し尿・生活雑排水等の処理
農業集落排水事業	農業集落排水処理区域における、し尿・生活雑排水等の処理

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

単位 円

	公共下水道事業	市営浄化槽事業	共同汚水処理施設事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	3,503,364,975	97,901,233	110,023,559	115,790,170	3,827,079,937
営業費用	8,625,440,971	521,238,011	292,853,492	601,461,592	10,040,994,066
営業損益	△5,122,075,996	△423,336,778	△182,829,933	△485,671,422	△6,213,914,129
経常損益	1,159,070,408	34,329,761	9,420,965	116,554,624	1,319,375,758
セグメント資産	171,824,939,615	1,783,790,906	1,512,828,744	8,283,764,577	183,405,323,842
セグメント負債	144,488,336,046	1,690,303,197	1,375,120,580	6,009,572,430	153,563,332,253
その他項目					
他会計繰入金	5,346,789,000	372,849,000	120,484,000	445,057,000	6,285,179,000
減価償却費	5,778,772,363	114,711,522	79,658,299	328,530,773	6,301,672,957
特別利益	20,490,900	486,020	694,202	465,031	22,136,153
特別損失	88,910,004	38,532,513	14,700,516	16,717,492	158,860,525
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	△104,366,830	△43,613,958	△72,434,935	△326,699,953	△547,115,676

令和6年度津市駐車場事業会計決算

1 令和6年度津市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 駐車場事業収益	226,016,000	0	0	226,016,000
第1項 営業収益	223,260,000	0	0	223,260,000
第2項 営業外収益	2,756,000	0	0	2,756,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 駐車場事業費用	206,835,000	266,000	0	0	0	207,101,000
第1項 営業費用	192,243,000	0	0	△ 154,200	0	192,088,800
第2項 営業外費用	14,592,000	266,000	0	154,200	0	15,012,200

(2) 資本的支出

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	44,078,000	2,250,000	0	46,328,000	0	0
第1項 建設改良費	9,076,000	2,250,000	0	11,326,000	0	0
第2項 他会計長期借入金償還金	35,002,000	0	0	35,002,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額45,226,958円は、過年度分損益勘定留保資金45,226,958円で

駐車場事業決算報告書

(単位 円)

決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
245,725,390	19,709,390	
242,765,550	19,505,550	(うち、仮受消費税及び地方消費税 22,070,958円)
2,959,840	203,840	(うち、仮受消費税及び地方消費税 225,002円)

(単位 円)

		決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
0	207,101,000	192,711,341	0	14,389,659	
0	192,088,800	177,699,141	0	14,389,659	(うち、仮払消費税及び地方消費税 8,043,708円)
0	15,012,200	15,012,200	0	0	(うち、消費税及び地方消費税相当額 68,389円) 消費税及び地方消費税納付額 14,243,300円

(単位 円)

合 計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
46,328,000	45,226,958	0	0	0	1,101,042	
11,326,000	10,225,209	0	0	0	1,100,791	
35,002,000	35,001,749	0	0	0	251	

補填した。

2 令和6年度津市駐車場事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐車収益	<u>220,694,592</u>	220,694,592	
2	営業費用			
	(1) 駐車場管理費	113,055,595		
	(2) 減価償却費	<u>56,604,669</u>	169,660,264	
	営業利益			51,034,328
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	284,693		
	(2) 雑収益	<u>2,451,656</u>	2,736,349	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	470,999		
	(2) 雑支出	<u>229,512</u>	700,511	2,035,838
	経常利益			53,070,166
	当年度純利益			53,070,166
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>53,070,166</u>

3 令和6年度津市駐車場事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金			資本合計
		建設改良金	未処分利益金	剰余金合計	
前年度末残高	2,207,122,318	40,025,734	39,070,293	79,096,027	2,286,218,345
前年度処分額	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
条例による処分額	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0
資本金への組入	39,070,293	0	△ 39,070,293	△ 39,070,293	0
処分後残高	2,246,192,611	40,025,734	(繰越利益剰余金) 0	40,025,734	2,286,218,345
当年度変動額	0	0	53,070,166	53,070,166	53,070,166
積立金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	53,070,166	53,070,166	53,070,166
当年度末残高	2,246,192,611	40,025,734	(当年度未処分利益剰余金) 53,070,166	93,095,900	2,339,288,511

(注) 1 この計算書における△表記は、減少を示している。

4 令和6年度津市駐車場事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,246,192,611	53,070,166
条例による処分額	53,070,166	△ 53,070,166
建設改良積立金の積立	50,954,282	△ 50,954,282
資本金への組入	2,115,884	△ 2,115,884
処分後残高	2,299,262,777	(繰越利益剰余金) 0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少を示している。

5 令和6年度津市駐車場事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,623,010,133	
ロ 建 物	1,437,128,271		
減価償却累計額	<u>△ 863,164,917</u>	573,963,354	
ハ 構 築 物	89,660,772		
減価償却累計額	<u>△ 48,702,692</u>	40,958,080	
ニ 機械及び装置	115,650,002		
減価償却累計額	<u>△ 102,697,490</u>	12,952,512	
ホ 工具、器具及び備品	80,773,679		
減価償却累計額	<u>△ 63,450,370</u>	17,323,309	
ヘ リース資産	40,727,652		
減価償却累計額	<u>△ 16,255,142</u>	24,472,510	
ト 建設仮勘定		<u>4,000,000</u>	
有形固定資産合計		<u>2,296,679,898</u>	
固定資産合計			2,296,679,898

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	230,528,515		
(2) 未 収 金	5,145,614		
(3) その他流動資産	<u>500,000</u>		
流動資産合計			<u>236,174,129</u>
資 産 合 計			<u><u>2,532,854,027</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	105,036,751	
他会計借入金合計		105,036,751
(2) リース債務		15,311,621
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	2,881,511	
引当金合計		2,881,511
固定負債合計		123,229,883

4 流動負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	35,005,249	
他会計借入金合計		35,005,249
(2) リース債務		6,615,476
(3) 未払金		16,540,459
(4) 前受金		2,046,609
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	553,000	
ロ 法定福利費引当金	105,000	
引当金合計		658,000
(6) その他流動負債		9,469,840
流動負債合計		70,335,633
負債合計		193,565,516

資本の部

5 資本金	2,246,192,611
-------	---------------

6 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	40,025,734	
ロ 当年度未処分		
利益剰余金	53,070,166	
利益剰余金合計		93,095,900
剰余金合計		93,095,900
資本合計		2,339,288,511
負債資本合計		2,532,854,027

注 記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数
 - 建物 8年～38年
 - 構築物 10年
 - 機械及び装置 2年～10年
 - 工具器具及び備品 3年～10年

(2)リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

2 引当金の計上方法

(1)退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2)賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3)法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

(1)賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 494, 000円を取崩した。

(2)法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金 94, 000円を取崩した。

Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 6, 615, 476円

長期リース債務 15, 311, 621円

Ⅳ. 重要な後発事象

令和7年2月28日に締結した「フェニックス通り駐車場(建物)の公有財産仮売買契約」に基づき、令和7年4月1日付で株式会社津センターパレスに対して、金89, 698, 400円で当該財産の売却を見込んでいる。

令和6年度津市モーターボート競走事業会計決算

1 令和6年度津市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 モーターボート競走事業収益	57,278,938,000	16,594,197,000	0	73,873,135,000
第1項 営業収益	57,198,087,000	16,579,603,000	0	73,777,690,000
第2項 営業外収益	80,851,000	14,594,000	0	95,445,000

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 モーターボート競走事業費用	55,058,241,000	14,588,960,000	0	0	0	69,647,201,000
第1項 営業費用	54,671,745,000	14,588,960,000	0	0	0	69,260,705,000
第2項 営業外費用	386,496,000	0	0	0	0	386,496,000

モーターボート競走事業決算報告書

単位 円

決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
68,669,499,231	△5,203,635,769	
68,561,224,330	△5,216,465,670	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,758,637円)
108,274,901	12,829,901	(うち、仮受消費税及び地方消費税 886,320円)

単位 円

額		決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
15,444,000	69,662,645,000	64,466,315,500	0	5,196,329,500	
15,444,000	69,276,149,000	64,084,982,171	0	5,191,166,829	(うち、仮払消費税及び地方消費税674,030,484円)
0	386,496,000	381,333,329	0	5,162,671	消費税及び地方消費税納付額791,000円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に充てる財源	継続費に充てる繰越額
第1款 資本的収入	0	43,000	43,000	0	0
第3項 基金繰入金	0	43,000	43,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費に充てる繰越額
第1款 資本的支出	4,201,997,000	48,639,000	0	4,250,636,000	0	383,278,000
第1項 建設改良費	4,201,997,000	48,596,000	0	4,250,593,000	0	383,278,000
第3項 投 資	0	43,000	0	43,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,248,109,744円は、当年度分消費税及び地方消費税 433,944,698円及び当年度分損益勘定留保資金 730,057,276円で補てんした。

なお、たな卸資産購入限度額の執行額は 6,400,000円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税

単位 円

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
43,000	42,816	△184	
43,000	42,816	△184	

単位 円

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費に充てる繰越額	合 計		
4,633,914,000	4,248,152,560	0	15,228,000	15,228,000	370,533,440	
4,633,871,000	4,248,109,744	0	15,228,000	15,228,000	370,533,256	(うち、仮払消費税及び地方消費税 386,191,791円)
43,000	42,816	0	0	0	184	

資本的収支調整額 5,649,462円、建設改良積立金3,078,458,308円、過年度分損益勘定留保資金

は0円である。

2 令和6年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益

(1) 開催収益	66,815,108,300	
(2) 場間場外発売事務受託収益	1,662,618,690	
(3) その他営業収益	<u>80,738,703</u>	68,558,465,693

2 営業費用

(1) 開催費	58,533,882,906	
(2) 場外発売場事務受託費	582,563,791	
(3) 施設管理費	610,803,942	
(4) 競走実施費	1,798,471,451	
(5) 販売促進費	739,225,298	
(6) 総係費	523,784,293	
(7) 減価償却費	549,454,452	
(8) 資産減耗費	<u>72,765,554</u>	<u>63,410,951,687</u>

営業利益

5,147,514,006

3 営業外収益

(1) 使用料	52,115,897	
(2) 受取利息及び配当金	14,834,235	
(3) 長期前受金戻入	26,442,429	
(4) 雑収益	<u>13,996,098</u>	107,388,659

4 営業外費用

(1) 雑支出	<u>1,057,368,396</u>	<u>1,057,368,396</u>	<u>△ 949,979,737</u>
---------	----------------------	----------------------	----------------------

経常利益

4,197,534,269

当年度純利益

4,197,534,269

前年度繰越利益剰余金

3,406,632,000

当年度未処分利益剰余金

7,604,166,269

3 令和6年度津市モーターボート競走事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
前年度末残高	11,159,579,290	0	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0
条例による処分額	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0
処分後残高	11,159,579,290	0	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
その他未処分利益剰余金変動額	0	0	0	0	0
当年度末残高	11,159,579,290	0	0	0	0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

4 令和6年度津市モーターボート競走事業剰余金処分計算書(案)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,159,579,290	0	7,604,166,269
条例による処分額	3,406,632,000	0	△ 5,004,166,269
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,597,534,269
資本金への組入	3,406,632,000	0	△ 3,406,632,000
議決による処分額	0	0	△ 2,600,000,000
一般会計へ繰出金	0	0	△ 2,600,000,000
処分後残高	14,566,211,290	0	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

剰余金					資本合計
利益積立金	建設改良積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	剰余金合計	
1,628,571,635	11,179,593,186	3,847,043,803	16,655,208,624	16,655,208,624	27,814,787,914
440,411,803	0	△ 440,411,803	0	0	0
440,411,803	0	△ 440,411,803	0	0	0
440,411,803	0	△ 440,411,803	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,068,983,438	11,179,593,186	(繰越利益剰余金) 3,406,632,000	16,655,208,624	16,655,208,624	27,814,787,914
0	0	4,197,534,269	4,197,534,269	4,197,534,269	4,197,534,269
0	0	4,197,534,269	4,197,534,269	4,197,534,269	4,197,534,269
0	0	0	0	0	0
2,068,983,438	11,179,593,186	(当年度未処分利益剰余金) 7,604,166,269	20,852,742,893	20,852,742,893	32,012,322,183

単位 円

5 令和6年度津市モーターボート競走事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,437,426,323	
ロ 建 物	9,760,242,206	
減価償却累計額	<u>△ 2,288,898,095</u>	7,471,344,111
ハ 建物附属設備	2,422,428,312	
減価償却累計額	<u>△ 172,962,665</u>	2,249,465,647
ニ 構 築 物	965,434,682	
減価償却累計額	<u>△ 38,888,517</u>	926,546,165
ホ 機械及び装置	1,372,597,067	
減価償却累計額	<u>△ 587,103,796</u>	785,493,271
ヘ 車両運搬具	5,498,440	
減価償却累計額	<u>△ 3,313,557</u>	2,184,883
ト 船 舶	21,185,125	
減価償却累計額	<u>△ 13,699,965</u>	7,485,160
チ 工具、器具及び備品	1,836,125,657	
減価償却累計額	<u>△ 890,432,833</u>	945,692,824
リ 建設仮勘定	197,175,242	
有形固定資産合計		14,022,813,626
(2) 投資その他の資産		
イ 出 資 金	40,000,000	
ロ 長期前払費用	<u>7,250</u>	
投資その他の資産合計		<u>40,007,250</u>
固 定 資 産 合 計		14,062,820,876

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	20,826,111,200	
(2) 未 収 金	387,044,212	
(3) 貯 蔵 品	<u>1,015,000</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>21,214,170,412</u>
資 産 合 計		<u><u>35,276,991,288</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	276,684,983		
引当金合計		276,684,983	
固定負債合計			276,684,983

4 流動負債

(1) 未払金		2,564,852,502	
(2) 前受金		12,402,890	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	17,355,000		
ロ 法定福利費引当金	3,394,000		
引当金合計		20,749,000	
(4) その他流動負債		190,455,647	
流動負債合計			2,788,460,039

5 繰延収益

(1) 長期前受金		366,295,938	
(2) 長期前受金額			
収益化累計額		△ 166,771,855	
繰延収益合計			199,524,083
負債合計			3,264,669,105

資本の部

6 資本金

11,159,579,290

7 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ 利益積立金	2,068,983,438		
ロ 建設改良積立金	11,179,593,186		
ハ 当年度未処分利益剰余金	7,604,166,269		
利益剰余金合計		20,852,742,893	
剰余金合計			20,852,742,893
資本合計			32,012,322,183
負債資本合計			35,276,991,288

注 記

I. 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	8 ～ 38年
建物附属設備	3 ～ 18年
構築物	3 ～ 40年
機械及び装置	3 ～ 17年
車両運搬具	4 ～ 5年
船舶	4年
工具器具及び備品	2 ～ 15年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. キャッシュ・フロー計算書等関連

1 重要な非資金取引

該当事項なし。

Ⅲ. 貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金15,703,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和6年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金3,096,000円を取り崩した。

Ⅳ. その他の注記

該当事項なし。

津市告示第 2 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた土地を確認したので、同条第 2 項及び三重県の事務処理の特例に関する条例（平成 1 2 年三重県条例第 2 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市港町 5 1 7 番 1、5 3 5 番 4、9 3 5 番 1 から 9 3 5 番 3 まで、9 3 5 番 1 1 及び 9 3 5 番 1 3 の地先公有水面埋立地 7 1 . 1 平方メートル

津市告示第 2 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市の区域内において町の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市港町に編入する区域

津市港町 5 1 7 番 1、5 3 5 番 4、9 3 5 番 1 から 9 3 5 番 3 まで、9 3 5 番 1 1 及び 9 3 5 番 1 3 の地先公有水面埋立地 7 1 . 1 平方メートル

津市告示第 2 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 7 年 8 月 4 日に専決処分した予算の要領及び令和 7 年 9 月 2 5 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 5 1 2 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 0, 7 3 3, 5 0 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

専決第 15 号

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45,512 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130,733,508 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,601,625	45,512	23,647,137
	1 国 庫 負 担 金	17,704,422	45,512	17,749,934
歳 入 合 計		130,687,996	45,512	130,733,508

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11,061,379	45,512	11,106,891
	1 保 健 衛 生 費	3,399,371	45,512	3,444,883
歳 出 合 計		130,687,996	45,512	130,733,508

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 1 8 8, 8 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 3, 9 2 2, 3 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5, 9 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 2 0 0, 0 8 1 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,126 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,302,097 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地 方 特 例 交 付 金		250,000	6,542	256,542
	1 地 方 特 例 交 付 金	250,000	6,542	256,542
13 地 方 交 付 税		21,600,000	△492,510	21,107,490
	1 地 方 交 付 税	21,600,000	△492,510	21,107,490
15 分 担 金 及 び 負 担 金		1,897,660	2,414	1,900,074
	1 分 担 金	30,837	2,414	33,251
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,980,575	10,763	1,991,338
	1 使 用 料	1,628,303	10,763	1,639,066
17 国 庫 支 出 金		23,647,137	67,525	23,714,662
	2 国 庫 補 助 金	5,886,677	64,676	5,951,353
	3 委 託 金	10,526	2,849	13,375
18 県 支 出 金		10,172,401	9,398	10,181,799
	2 県 補 助 金	3,221,907	9,398	3,231,305
19 財 産 収 入		307,796	7,700	315,496
	1 財 産 運 用 収 入	172,587	7,700	180,287
20 寄 附 金		333,471	10,000	343,471
	1 寄 附 金	333,471	10,000	343,471
21 繰 入 金		10,030,779	3,491,308	13,522,087
	1 他 会 計 繰 入 金	3,014,395	2,600,000	5,614,395
	2 基 金 繰 入 金	7,016,384	891,308	7,907,692
22 繰 越 金		100,000	75,738	175,738
	1 繰 越 金	100,000	75,738	175,738
歳 入 合 計		130,733,508	3,188,878	133,922,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,946,091	1,470,349	18,416,440
	1 総 務 管 理 費	14,094,671	1,362,268	15,456,939
	2 徴 税 費	1,378,934	101,700	1,480,634
	3 戸籍住民基本台帳費	695,492	6,381	701,873
3 民 生 費		52,189,809	1,246,859	53,436,668
	1 社 会 福 祉 費	26,756,108	154,378	26,910,486
	2 児 童 福 祉 費	19,831,132	1,056,278	20,887,410
	3 生 活 保 護 費	5,599,984	36,203	5,636,187
4 衛 生 費		11,106,891	47,023	11,153,914
	1 保 健 衛 生 費	3,444,883	47,023	3,491,906
6 農 林 水 産 業 費		1,950,545	30,339	1,980,884
	1 農 業 費	1,460,194	21,604	1,481,798
	2 林 業 費	445,197	8,735	453,932
7 商 工 費		1,101,372	8,377	1,109,749
	1 商 工 費	1,101,372	8,377	1,109,749
10 教 育 費		12,439,123	373,853	12,812,976
	1 教 育 総 務 費	2,881,388	309,756	3,191,144
	4 幼 稚 園 費	995,191	560	995,751
	5 社 会 教 育 費	3,208,487	60,737	3,269,224
	6 短 期 大 学 費	709,283	2,800	712,083
11 災 害 復 旧 費			12,078	12,078
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費		12,078	12,078
歳 出	合 計	130,733,508	3,188,878	133,922,386

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理事業	12,155

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9, 6 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 3, 9 4 2, 0 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,714,662	2,190	23,716,852
	2 国 庫 補 助 金	5,951,353	2,190	5,953,543
19 財 産 収 入		315,496	2,000	317,496
	2 財 産 売 払 収 入	135,209	2,000	137,209
21 繰 入 金		13,522,087	13,794	13,535,881
	2 基 金 繰 入 金	7,907,692	13,794	7,921,486
24 市 債		5,835,800	1,700	5,837,500
	1 市 債	5,835,800	1,700	5,837,500
歳 入 合 計		133,922,386	19,684	133,942,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		15,479,210	19,684	15,498,894
	4 港 湾 費	78,515	15,304	93,819
	5 都 市 計 画 費	9,898,849	4,380	9,903,229
歳 出 合 計		133,922,386	19,684	133,942,070

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公園整備事業	62,400	64,100

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県支出金		19,220,356	684	19,221,040
	2 県補助金	19,220,356	684	19,221,040
10 財産収入		4,638	1,158	5,796
	1 財産運用収入	4,638	1,158	5,796
11 繰入金		2,102,502	102,332	2,204,834
	1 繰入金	2,102,502	102,332	2,204,834
12 繰越金		1	31,741	31,742
	1 繰越金	1	31,741	31,742
歳入合計		26,064,166	135,915	26,200,081

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		6,513,547		6,513,547
	1 医療給付費分	4,484,302		4,484,302
8 保健事業費		274,972		274,972
	1 特定健康診査等事業費	226,022		226,022
9 基金積立金		4,638	1,158	5,796
	1 基金積立金	4,638	1,158	5,796
11 諸支出金		53,288	134,757	188,045
	1 償還金及び還付加算金	23,140	134,757	157,897
歳出合計		26,064,166	135,915	26,200,081

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		8,105,355	△92,899	8,012,456
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,105,355	△92,899	8,012,456
7 繰 入 金		4,990,828	△12,958	4,977,870
	2 基 金 繰 入 金	351,104	△12,958	338,146
8 繰 越 金		3	137,983	137,986
	1 繰 越 金	3	137,983	137,986
歳 入 合 計		31,269,971	32,126	31,302,097

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		29,333,384		29,333,384
	1 介護及び予防給付費	28,701,560		28,701,560
3 地 域 支 援 事 業 費		1,403,287		1,403,287
	2 包括的支援事業・任意事業費	708,432		708,432
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	589,641		589,641
6 諸 支 出 金		20,240	32,126	52,366
	1 償還金及び還付加算金	12,511	32,126	44,637
歳 出 合 計		31,269,971	32,126	31,302,097

令和7年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「104,590千円」を「143,190千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	88,438	100,000	188,438
第2項 企業債	0	100,000	100,000

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	193,028	138,600	331,628
第1項 建設改良費	158,022	138,600	296,622

（企業債）

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場建設改良資金に充てるため	千円 100,000	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率）	20か年以内（措置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 2 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）の規定により、令和 7 年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和7年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	134,746,325	49,628,160	36.8%	134,746,325	39,864,160	29.6%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事業勘定)	26,064,166	7,714,042	29.6%	26,064,166	6,997,837	26.8%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	59,694	6,845	11.5%	59,694	9,715	16.3%
介護保険事業 特 別 会 計	31,269,971	10,439,760	33.4%	31,269,971	10,643,608	34.0%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	8,404,307	1,277,237	15.2%	8,404,307	2,138,060	25.4%
土地区画整理事業 特 別 会 計	126,856	317	0.2%	126,856	3,160	2.5%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	15,270	11,928	78.1%	15,270	2,749	18.0%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	512	6	1.2%	512	45	8.8%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和7年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	43,330,873	23,938,749	55.2%
2 地 方 譲 与 税	1,143,000	270,403	23.7%
3 利 子 割 交 付 金	18,000	26,406	146.7%
4 配 当 割 交 付 金	260,000	83,532	32.1%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000	505,977	59.9%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,968,000	2,179,738	31.3%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	257,000	110,987	43.2%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 金	160,000	50,825	31.8%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000		
12 地 方 特 例 交 付 金	250,000	130,089	52.0%
13 地 方 交 付 税	21,600,000	10,116,782	46.8%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000		
15 分 担 金 及 び 負 担 金	1,903,482	167,974	8.8%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,980,575	772,944	39.0%
17 国 庫 支 出 金	24,928,087	6,281,010	25.2%
18 県 支 出 金	10,369,217	1,048,719	10.1%
19 財 産 収 入	307,796	147,390	47.9%
20 寄 附 金	333,471	91,267	27.4%
21 繰 入 金	10,030,779	3,000,000	29.9%
22 繰 越 金	391,029	466,768	119.4%
23 諸 収 入	1,275,015	238,600	18.7%
24 市 債	8,074,000		
合 計	134,746,325	49,628,160	36.8%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	570,121	255,391	44.8%
2 総 務 費	17,082,300	5,657,154	33.1%
3 民 生 費	52,319,929	16,305,488	31.2%
4 衛 生 費	11,106,891	2,697,226	24.3%
5 労 働 費	53,465	33,271	62.2%
6 農 林 水 産 業 費	2,124,478	444,683	20.9%
7 商 工 費	1,101,372	390,935	35.5%
8 土 木 費	17,548,170	6,498,434	37.0%
9 消 防 費	7,834,259	2,930,220	37.4%
10 教 育 費	13,671,902	4,625,880	33.8%
11 災 害 復 旧 費	44,528	24,871	55.9%
12 公 債 費	11,167,030	607	0.0%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	99,780		
合 計	134,746,325	39,864,160	29.6%

3 市債の状況

令和7年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	45,532,445	52.6
	(1) 総 務	17,575,037	20.3
	(2) 民 生	1,209,219	1.4
	(3) 衛 生	1,716,538	2.0
	(4) 農 林 水 産 業	1,547,699	1.8
	(5) 商 工	697,296	0.8
	(6) 土 木	14,021,261	16.2
	(7) 消 防	1,414,330	1.6
	(8) 教 育	7,351,065	8.5
	2 災 害 復 旧 債	242,890	0.3
	(1) 農 林 水 産 業	5,733	0.0
	(2) 土 木	237,157	0.3
	3 そ の 他	40,828,173	47.1
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	40,467,469	46.7
	(2) そ の 他	360,704	0.4
	計	86,603,508	100.0
特別会計	国 民 健 康 保 険	4,891	0.7
	土 地 区 画 整 理	668,838	99.3
	計	673,729	100.0
合 計		87,277,237	

令和7年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和7年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	12,395,447
減 債 基 金	2,289,534
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	12,411
国 際 交 流 推 進 基 金	216,076
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,862,323
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,665,075
緑 化 基 金	102,339
文 化 振 興 基 金	215,343
ま ち づ く り 振 興 基 金	524,183
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	391,493
公 共 施 設 整 備 基 金	36,762
環 境 対 策 推 進 基 金	652
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	420,036
森 林 環 境 基 金	34,425
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	117,319
こ ど も 基 金	1,582,316
学 校 施 設 整 備 基 金	202,958
合 計	23,068,692

5 市有財産の状況

令和7年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,332,048千円
自 動 車	631台
建 物	1,090,536.79㎡
土 地	21,470,552.59㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和7年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
75,577 円	市 民 税	155,635 円
68,236 円	固 定 資 産 税	140,519 円
8,434 円	都 市 計 画 税	17,368 円
6,388 円	市 た ば こ 税	13,154 円
3,457 円	軽 自 動 車 税	7,119 円
173 円	入 湯 税	356 円
418 円	そ の 他	861 円
162,683 円	計	335,012 円

※人口266,353人、世帯数129,342世帯（令和7年8月31日現在）にて算出しています。

下記の者の令和 6 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

令和7年9月30日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

下記の者の令和 7 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

令和7年9月30日

記

[illegible]

[illegible]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○○

津市公告第 1 3 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
津市豊が丘 5 丁目	シーザー	白黒茶	メス	小	成犬	

2 抑留日 令和 7 年 9 月 1 1 日

3 抑留期間 令和 7 年 9 月 2 2 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 3 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 7 年 9 月 1 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字出口 5 1 4 3 番 2 ほか 7 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市高町 4 5 0 番地の 1
丸亀産業株式会社
代表取締役 竹上 景太

津市公告第 1 4 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を変更しますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 7 年 9 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 7 年 9 月 1 8 日から令和 7 年 1 0 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 1 4 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件 名

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付けの概要

公共施設の利便性の向上及び本市の自主財源の確保を図るため、飲料等の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の床等の一部の賃貸借を行います。

(3) 設置先、販売物及び貸付期間

設置先、販売物及び貸付期間については次のとおりです。

設置先 番号	施設名称	設置 台数	屋内屋 外の別	販売物	貸付期間
1	津市白塚市民センター （屋内）	1	屋内	飲料等	令和8年4 月1日から 令和13年 3月31日 まで
2	津市白塚市民センター （屋外）	1	屋外	飲料等	
3	リサイクルセンター （工場棟）	1	屋外	飲料等	
4	リサイクルセンター （車庫棟）	1	屋外	飲料等	
5	津市中消防署西分署	1	屋内	飲料等	
6	津市白山消防署美杉分署	1	屋内	飲料等	
7	津市フットパーク美杉	1	屋外	飲料等	

(4) その他貸付けに関する事項

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項（入札に係る所定の様式を含みます。）については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口での資料配布により示します。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和7年11月13日（木）午前10時00分 即時開札

(2) 場 所

津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市役所本庁舎 4 階 4 1 会議室

4 入札保証金等

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(2) 保証人

免除とします。

5 入札参加に必要な要件

入札参加に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 過去 3 年以内に飲料等の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。
- (2) 法令に基づく許認可等を要する商品を販売する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。
- (4) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (6) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者ではないもの。
- (8) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

イ 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

ウ 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

エ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社

会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
オ 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有して
いると認められる者

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者としてします。

7 予定価格

各設置先の予定価格は、次のとおりとします。

設置先 番号	施設名称	予定価格 (年額) (税抜)
1	津市白塚市民センター（屋内）	4, 5 8 6 円
2	津市白塚市民センター（屋外）	2, 1 9 4 円
3	リサイクルセンター（工場棟）	2, 0 9 3 円
4	リサイクルセンター（車庫棟）	2, 0 9 3 円
5	津市中消防署西分署	5, 3 9 6 円
6	津市白山消防署美杉分署	5, 3 9 6 円
7	津市フットパーク美杉	1, 8 2 8 円

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。複数の設置先について入札する場合は、入札を行う設置先ごとに入札書が必要となります。

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項（施設名称、入札金額等）を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、賃料の年額を記入することとします。

なお、入札書に記載する入札価格には、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

(4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者としします。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし、入札参加者のうち、くじを引かない者

がある場合は、失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(10) その他入札に係る事項

別紙津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 契約の締結

落札者は、落札後、令和7年12月末を目途として本市と賃貸借契約を締結してください。なお、印紙税等契約締結の手續に係る費用については設置事業者の負担とします。

11 入札参加に係る手續

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出してください。

(1) 参加申込期間

令和7年10月20日（月）から同月31日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出してください。なお、複数の設置先に申込みを行う場合、3、4以外の書類については1部の提出で差し支えありません。

ア 名簿登録済の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

	書類名	備考
1	誓約書	指定様式あり
2	実績報告書	指定様式あり
3	設置する自動販売機及び空き缶等の回収ボックスが実施要領に適合するか確認できる書類	寸法及び仕様を記載したカタログなど
4	飲料又は食品の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類	

イ 名簿未登録の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、１から４までの書類に加え、次に掲げる書類を提出してください。

	法人の場合	個人の場合	備考
5	印鑑証明書	印鑑登録証明書	発行後3ヶ月以内のものに限る (コピー不可)
6	商業登記簿謄本	住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限る。）	
7	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	
8	市町村税について未納がないことの証明書（完納証明書）		
9	事業者の概要が確認できる書類（事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等）		事業に関する主要事項を記載したパンフレットなど

(3) 提出方法

津市役所本庁舎６階財産管理課窓口に直接持参することとします。

12 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

実施要領に関する質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎６階財産管理課窓口に提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和７年１０月８日（水）から同月１４日（火）正午まで

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和７年１０月２０日（月）から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎６階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

【問い合わせ先】

政策財務部財産管理課

財産活用・建築修繕支援担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 6

ファクス 0 5 9 - 2 2 9 - 3 4 4 4

津市公告第 1 4 2 号

建設工事等に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度営商労第33号
アスト駐車場改修工事
- (2) 工事場所 津市羽所町地内
- (3) 工事概要 改修
(防水改修、建具改修、塗装改修)
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 契約締結日から起算して369日間
- (5) 予定価格 191,982,000円(税抜き)

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第3条第2号）

イ 評価項目、評価の内容、評価点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式

総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点）
価格点の算出方法は下記のとおりとします。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／3＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／3}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は電子くじにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、(2) 低入札価格調査を実施するものとします。

(2) 低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を適用します。

ア 建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
建築工事等	$(\text{直接工事費} \times 90\%) \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 10\%) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.45$

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築工事業を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項第２号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和７年９月２９日（月）から同年１０月１７日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
(津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)
イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

(配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

5 入札参加申込書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間

令和７年９月２９日（月）午前８時００分から同年１０月１７日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間最終日（１０月１７日）は午後５時１５分までとします。）

イ 提出場所

津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が３ＭＢを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画工程表（事前審査用）

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果

令和7年10月27日（月）までに入札参加資格審査結果を通知します

。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和7年9月29日（月）から同年11月21日（金）まで

(2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市総務部調達契約課工事契約担当

（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年10月8日（水）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参により津市総務部調達契約課工事契約担当
（津市役所本庁舎7階）に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月10日（金）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和7年10月15日（水）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当
（津市役所本庁舎7階）に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、
必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月20日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和7年10月28日（火）から同年11月14日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

9 評価項目算定資料の提出

(1) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和7年11月14日（金）午後5時まで

(2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）

(3) 提出方法 持参に限ります。

(4) 提出書類 提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧及び各様式に記載の事項を確認すること。

ア 【第1号様式】評価項目算定資料届出書

イ 【第5号様式】施工実績評価資料

ウ 同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

エ 社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し）

オ 【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料

カ 【別紙様式】手持ち工事量評価資料

キ 手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し

ク 【第6号様式】配置予定技術者評価資料

ケ 配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

コ 配置予定技術者の保有する資格証（監理技術者資格者証）の写し

サ 建設系CPD協議会加盟団体（建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む）が発行した学習履歴証明書等の写し

シ 【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料

ス 事業者IDの写し等

10 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和7年11月18日（火）に津市入札情報公開システムにおいて公表し

ます。

なお、自らの審査結果について、書面により令和7年11月20日（木）までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月21日（金）午前9時00分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

12 入札保証金

入札保証金は免除します。

13 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

14 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

15 入札の無効

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

16 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

17 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

18 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (5) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (7) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。
- (11) 本件は月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 3

津市公告第 1 4 3 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維第7号 雲出島貫町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市雲出島貫町地内				
工 事 概 要	表層 258m2 側溝工 57m 集水桝・マンホール工 1箇所 プレキャスト擁壁 25m				
工 期	契約締結日から起算して 124 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時00分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	8,744,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維第6号 香良洲町地内排水路改修工事				
工 事 場 所	津市香良洲町地内				
工 事 概 要	表層 143m2 側溝工 56m 集水桝・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結日から起算して 118 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	8,046,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維環第6号 烏木13号線及び北口10号線道路整備工事				
工 事 場 所	津市久居烏木町地内				
工 事 概 要	表層 34m2 側溝工 108m 集水桝・マンホール工 5箇所				
工 期	契約締結日から起算して 114 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 久居	【格付】 C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	7,044,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和7年度農基補第1号 新家町地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市新家町地内				
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 106m				
工 期	契約締結日から起算して 100 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｸ】 久居	【地区】 久居	【格付】 D・C・B	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時30分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	5,941,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維第10号 藤方地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市藤方地内				
工 事 概 要	表層 113m2 側溝工 95m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結日から起算して 112 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時40分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	5,697,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北橋維補第1号 島崎2号橋及び窪田1号橋橋梁長寿命化修繕工事				
工 事 場 所	津市島崎町ほか2町地内				
工 事 概 要	ひび割れ補修工 1橋 断面修復工 2橋				
工 期	契約締結日から起算して 101 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 等 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版若しくは主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間長合計4 m以上かつ幅員4m以上のコンクリート橋(道路橋)に限る。)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設 計 図 書 等 に 関 する 問 質	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,627,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおりに郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維第11号 大里睦合町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市大里睦合町地内				
工 事 概 要	路床安定処理工 131m2 表層 134m2 側溝工 24m				
工 期	契約締結日から起算して 102 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	4,170,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南河改第2号 普通河川白口川支川改修工事				
工 事 場 所	津市美杉町下多気地内				
工 事 概 要	底張りコンクリート工 70m2				
工 期	契約締結日から起算して 122 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時10分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	4,075,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整消総第1号 高野尾町地内防火水槽撤去工事				
工 事 場 所	津市高野尾町地内				
工 事 概 要	構造物取壊し工 一式				
工 期	契約締結日から起算して 70 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	2,289,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南橋維補第5号 奥垣内2号橋橋梁長寿命化修繕（塗装）工事				
工 事 場 所	津市白山町佐田地内				
工 事 概 要	横桁修復工 一式 橋梁塗装工 21m2				
工 期	契約締結日から起算して 119 日間				
発 注 業 種	塗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 契約金額が390万円以上の鋼橋(道路橋)における塗装工事を含む工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	4,397,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維補第1号 津駅―身田上津部田線道路照明灯修繕工事				
工 事 場 所	津市大谷町地内				
工 事 概 要	照明工 4基				
工 期	契約締結日から起算して 124 日間				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	8,253,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課		営繕課	
工 事 名	令和7年度営事推第32号 津市モーターボート競走場対岸総合表示盤構内配電線路改修工事					
工 事 場 所	津市藤方地内					
工 事 概 要	構内配電線路改修 高圧電力ケーブル 87m ※上記に係る電気設備工事 一式					
工 期	契約締結日から起算して 121 日間					
発 注 業 種	電気					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｸ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲		【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】		【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】		【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前10時50分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室					
予 定 価 格	4,986,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和7年度農基第2－1号 上野排水機場受変電設備（変圧器）取替修繕				
工 事 場 所	津市河芸町上野地内				
工 事 概 要	高圧受変電設備設置工 1台				
工 期	契約締結日から起算して 91 日間				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 安芸	【地区】 河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前11時00分 津市役所（本庁舎） 7 階 入札室				
予 定 価 格	4,621,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第 7 条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和 7 年 6 月以降公告分より）」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街補第10号 半田久居線道路改良（照明灯）工事（その1）				
工 事 場 所	津市半田地内				
工 事 概 要	照明工 2基				
工 期	契約締結日から起算して 132 日間				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月7日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前11時10分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	3,551,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和7年度営里地第35号 津市美里体育館アリーナ床改修工事				
工 事 場 所	津市美里町三郷地内				
工 事 概 要	内装改修工事 一式				
工 期	契約締結日から起算して 89 日間				
発 注 業 種	内装仕上				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月2日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月7日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月10日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月15日 午前11時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	8,031,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街補第9号 半田久居線及び雲出野田線道路改良工事				
工 事 場 所	津市半田地内				
工 事 概 要	自走式土質改良工 8,800m ³ 植生工 2,270m ² コンクリートブロック工 59m ² 側溝工 55m 集水桝・マンホール工 7箇所 排水工 138m 踏掛版設置工 71m ³				
工 期	契約締結日から起算して 146 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後 5 時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	131,060,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整公園補第1号 岩田池公園園路整備に伴う地盤改良工事				
工 事 場 所	津市西阿漕町岩田地内				
工 事 概 要	固結工 9,056m3				
工 期	契約締結日から起算して 133 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日		から	令和7年10月17日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	122,621,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街第1号 いつくしみの杜進入路整備工事				
工 事 場 所	津市半田地内				
工 事 概 要	掘削工 2,400m3 路床盛土工 590m3 路床安定処理工 2,109m2 場所打擁壁工 25m3 側溝工 505m 集水桝・マンホール工 8箇所				
工 期	契約締結日から起算して 120 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	55,354,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整道新補第4号 井生波瀬線道路改良工事				
工 事 場 所	津市一志町井生地内				
工 事 概 要	路床盛土工 1, 290m ³ 側溝工 306m 管渠工 12m 集水桝・マンホール工 11箇所				
工 期	契約締結日から起算して 116 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居	【地区】 一志・久居・白山・美杉	【格付】 B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時30分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	41,128,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和7年度下工消総第1号 美杉町川上地内耐震性防火水槽（60m ³ 級）設置工事				
工 事 場 所	津市美杉町川上地内				
工 事 概 要	耐震性防火水槽工 1基 送水採水施設工 一式				
工 期	契約締結日から起算して 120 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 美杉	【格付】 C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	22,373,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和7年度農基環第1号 片田田中町地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市片田田中町地内				
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 291.5m 集水桝・マンホール工 1箇所				
工 期	契約締結日から起算して 100 日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｸ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前9時50分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	9,407,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和7年度当里地補第36号 津市中野文化会館改修工事				
工 事 場 所	津市美里町北長野地内				
工 事 概 要	改修 (建具改修、防水改修、内装改修、空調設備) ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 99 日間				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】 C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月10日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前10時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	10,774,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和7年度営教施第30号 津市立南が丘小学校屋内運動場防水改修工事				
工 事 場 所	津市垂水地内				
工 事 概 要	防水改修工事 一式				
工 期	契約締結日から起算して 109 日間				
発 注 業 種	防水				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前10時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	21,624,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和7年度営保こ第2－14号 津市北口保育園照明器具取替修繕			
工 事 場 所	津市久居北口町地内			
工 事 概 要	照明器具取替修繕 LED照明器具 315台 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結日から起算して 130 日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を1,000万円以上有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)			
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前10時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	16,250,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積 算 内 訳 書	要			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課		営繕課	
工 事 名	令和7年度営教施第31号 津市立養正小学校消防設備改修工事					
工 事 場 所	津市丸之内養正町地内					
工 事 概 要	拡声設備改修 非常放送アンプ 20局 270W 1台 火災報知設備改修 P型1級複合受信機 60回線 1面 ※上記に係る電気設備工事 一式					
工 期	契約締結日から起算して 117 日間					
発 注 業 種	消防施設					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	A 1				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】			【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】			【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】			【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）			
		専門技術者	消防設備士甲種第4類の資格を有する者 (主任技術者・現場代理人と兼務可)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年10月8日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年10月10日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月17日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年10月22日 午前10時30分 津市役所（本庁舎） 7 階 入札室					
予 定 価 格	15,572,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

津市公告第 1 4 4 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 7 年 9 月 2 5 日	津市 大里 睦合町	猫（雑種）	キジトラ	メス	大	成猫	

2 収容期間 令和 7 年 9 月 3 0 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 7 年 9 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市新町二丁目 1 8 7 番 2 9 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市鵜の森一丁目 1 3 番 4 3 号
T A N I X 株式会社
代表取締役 伊藤 宗嗣

津市公告第 1 4 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 7 年 9 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一志町日置字野入 1 9 4 番ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

津市上下水道事業公告第 37 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 16 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月16日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整第22号 公共下水道事業に伴う安東町及び安濃町清水地内配水管移設工事				
工事場所	津市 安東町及び安濃町清水		地内		
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 51.1m 不断水仕切弁設置工 φ100mm～φ75mm 4箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 233.1m 舗装本復旧工 213m ² 配水管布設工 PPφ50mm 276.2m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 17箇所 消火栓設置工 単口地下式 3箇所				
工 期	契約締結日から起算して133日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【フロック】安芸	【地区】安濃	【格付】A1・A2	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年9月19日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月17日 から 令和7年9月29日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月2日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	46,977,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月16日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整第24号 公共下水道事業に伴う観音寺町及び鳥居町地内配水管移設工事				
工事場所	津市 観音寺町及び鳥居町 地内				
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 28.7m 配水管布設工 DIPφ75mm 145.8m 仕切弁設置工 φ100mm～φ75mm 6箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ150mm～φ100mm 3箇所				
工 期	契約締結日から起算して114日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年9月19日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和7年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月17日 から 令和7年9月29日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月2日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	29,817,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
積算内訳書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月16日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和7年度下施排第1－2号 白塚排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託				
工事場所	津市 白塚町		地内		
工事概要	機械しゅんせつ工 120m3				
工 期	契約締結日から起算して60日間				
発注業種	しゅんせつ				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること 経営事項審査において当該業務の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年9月19日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年9月24日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) 又は F A X059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月17日		から	令和7年9月29日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月2日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	7,867,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 当工事の発注者(契約相手方)は、「津市長」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月16日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和7年度水整第25号 道路整備事業に伴う芸濃町棕本地内送配水管移設工事				
工事場所	津市 芸濃町棕本		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ350mm 31.3m 配水管布設工 DIPφ250mm 33.5m 配水管布設工 DIPφ75mm 39.0m 仕切弁設置工 φ350mm～φ75mm 10箇所 不断水仕切弁設置工 φ350mm～φ75mm 6箇所				
工 期	契約締結日から起算して121日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
	地 域 ・ 格付要件	【7°ロック】	【地区】	【格付】	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
		【7°ロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。）		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年9月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月1日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月17日		から	令和7年10月6日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月9日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	64,753,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

津市上下水道事業公告第 38 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 16 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度下工維補第2号
高洲東丸之内幹線下水道管更生工事
- (2) 工事場所 津市高洲町及び住吉町地内
- (3) 工事概要 管きょ内面被覆工 257m
- (4) 工期 契約締結日から起算して266日間
- (5) 予定価格 227,671,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

- (7) 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- (8) 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあつては850点以上、それ以外の者にあつては1,200点以上の者
- (9) 下水道管更生工法（（公財）日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、本件工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限ります。）の協会員である者
- (10) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成27年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率20%以上の代表構成員としての実績に限ります。）

下水道管更生工法（（公財）日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限ります。(12)において同じ）による本管1スパン以上の下水道管更生工事等

- (11) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (12) 下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者を配置できる者。
（(11)に掲げる専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可）
- (13) 上記(11)及び(12)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限りします。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年9月16日（火）から同年10月3日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限りします。）

- イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
(配付期間は、上記(1)の期間(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで)

4 入札参加申込書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期間

令和7年9月16日(火)午前8時30分から同年10月3日(金)まで(電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日(9月16日)は午前8時30分から、提出期間最終日(10月3日)は午後5時15分までとします。)

- イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

- ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が3MBを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

- (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書(表紙)

- イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

- ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- エ (公財)日本下水道新技術機構発行の建設技術審査証明書の写し、属している下水道管更生工法の協会が発行する会員証等の写し及び属している協会の下水道管更生工法のパンフレット及び施工手順書等((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている複合管工法のうち、本件工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限ります。)

オ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

カ 属している下水道管更生工法の協会が発行する施工技術者の認定書等の写し

キ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

ク 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ケ 上記 2 (10) に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

コ 施工計画工程表（事前審査用）

サ 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）までに入札参加資格審査結果を通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）から同年 1 0 月 2 8 日（火）まで

(2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和 7 年 9 月 2 4 日（水）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和 7 年 9 月 2 9 日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和 7 年 1 0 月 3 日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契

約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和7年10月10日（金）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和7年10月10日（金）から同年10月24日（金）まで（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月28日（火）午前9時から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。

コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができない

いときは、入札を延期又は中止することがあります。

- (8) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第６条の２第１項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和７年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。
- (12) 本件は月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

FAX ０５９－２３７－５８１９

津市上下水道事業公告第 39 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 29 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日	工 事 担 当 課	水道整備課
工 事 名	令和7年度水整第26号 公共下水道事業に伴う垂水地内配水管布設工事（その2）		
工事場所	津市 垂水 地内		
工 事 概 要	配水管布設工 PPφ50mm 98.9m 仕切弁設置工 φ50mm 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ50mm 2箇所		
工 期	契約締結日から起算して87日間		
発注業種	土木一式（配水管工事）		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲
		【フロック】	【地区】
		【フロック】	【地区】
		【フロック】	【地区】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月14日 まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	令和7年10月16日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室		
予定価格	9,249,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
積算内訳書	要		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和7年度営水施第34号 三雲浄水場管理棟防水改修工事			
工事場所	松阪市 菫目町 地内			
工事概要	防水改修工事 一式			
工 期	契約締結日から起算して106日間			
発注業種	防水			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	津市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年10月2日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) 又は F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月14日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年10月16日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	18,527,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和7年度水施継第5号 垂水山ポンプ場ポンプ設備（制御盤及び送水ポンプ等）更新工事				
工事場所	津市 垂水 地内				
工事概要	ポンプ設備(制御盤及び送水ポンプ等)更新工事 一式 ポンプ制御盤 1面 吸込圧力計 1台 送水ポンプ(口径100mm) 2台				
工 期	契約締結日から起算して336日間				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された水道施設のポンプ(口径80mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること(審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月14日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月16日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	27,126,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有（令和8年4月以降）				
部分払	有				
積算内訳書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日	工 事 担 当 課	一志事業所	
工 事 名	令和7年度水一水施第2－3号 白山元取・青山高原送水ポンプ場真空ポンプ取替修繕			
工事場所	津市 白山町大原 地内			
工事概要	真空ポンプ取替修繕 一式 真空ポンプユニット(口径25mm) 1基			
工 期	契約締結日から起算して123日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された水道施設のポンプ(口径50mm以上)の製作、据付工事又は修繕。ただし、下請についても機械器具設置工事又は修繕に限る。		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年10月2日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) 又は F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月14日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和7年10月16日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	4,033,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
積算内訳書	要			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年9月29日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和7年度下施共第2－2号 ピュアタウン共同汚水処理施設汚泥処理設備（NO. 2曝気ブロワ）修繕				
工事場所	津市 安濃町妙法寺 地内				
工事概要	曝気ブロワ修繕 一式 ブロワ分解整備 1台				
工 期	契約締結日から起算して147日間				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された汚泥処理設備の製作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年10月2日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年10月8日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年9月30日 から 令和7年10月14日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和7年10月16日 午前10時00分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室				
予定価格	1,889,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積算内訳書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

津市消防本部告示第 2 号

津市火災予防条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 0 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定により、指定催しを次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

津市消防長 中 川 達 也

1 指定催し

津まつりに伴う露店催し

2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。

津市消防本部公告第 2 号

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 4 の規定により命令を行いましたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 25 日

津市消防長 中 川 達 也

1 命令を受けた防火対象物の所在地及び名称

(1) 所在地

三重県津市八町二丁目 2 番 6 号

(2) 名称

仕出し割烹しげよし津店

2 命令を受けた者の氏名

(1) 株式会社内金 代表取締役 内田 義弘

(2) 株式会社寿美家和久 代表取締役 小清水 丈久

3 命令事項

(1) 令和 8 年 3 月 25 日までに建物二階部分に屋内消火栓設備を設置すること。

(2) 令和 8 年 3 月 25 日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

4 命令者

津市中消防署長 伊野 匠

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月24日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和7年9月29日（月） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 人事異動について

(2) 津市教育委員会の点検及び評価について

(3) 令和7年度津市教育功労者表彰について

津市選挙管理委員会告示第67号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4号様式備考4(2)ア中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同備考4(2)イ中「270, 655円」を「293, 440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第6号様式備考2(1)中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同備考2(2)中「270, 655円」を「293, 440円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成21年津市選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のように改正する。

第4号様式備考4(2)及び第6号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選

挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び第 2 条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市監査委員告示第12号

令和7年9月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年9月17日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和7年9月26日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和7年9月3日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要（ほぼ「請求書」原文のまま記載）

請求者（甲）〇〇 〇〇

該当特別職（乙）前葉 泰幸 津市長

該当職員（丙）地域連携課 課長

該当自治会（丁）市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会（甲第1～5号証の自治会）

市営住宅の入居者のみで構成される5つの自治会の町自治会交付金の過大請求について

(1) 経緯と請求の要旨

<町自治会交付金の過大請求の範囲を（丁）に限定し、甲第6号証（入居戸数）を用いて検証1、2、3及び4を行い、過大請求の根拠を示す。>

町自治会交付金等の過大請求に関する事項 令和7年8月15日

津市監査委員告示 第9号告示

(1) 公開質問状（甲）の質問 令和7年3月17日<抜粋>

問10 過去に遡って町自治会交付金の調査を行なわない理由、町自治会交付金及び自治会長報償金の過大請求分の返還を求めない理由を教えてください。

公開質問状（乙）の回答 令和7年4月11日<抜粋>

申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査し、交付決定及び額の決定を行っていた（検証1）ことから、改めて過去分について聞き取り調査等を行い、返還を求めることは考えていません。

(2) 第3 監査の結果 (6) 請求人の請求に対する監査対象部局の（丙）の回答

イ 第1の3の(1)のイの回答（中日新聞 記事 2024年7月31日）

「市営住宅を担当する部署は正確な入居戸数を把握していたが、市役所内の連携が不十分で、自治会から申請を受け付ける部署が確認していなかった。」に対する回答

市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない（検証2）。また、町自治会は任意の団体であり、町自治会の区域に居住する者であっても町自治会に加入していないケースや、二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会にそれぞれ加入しているケース、町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加入するケースがあるなど実態は様々。これらのことから、市営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠となるとは考えていない。

しかしながら、令和6年7月の新聞報道を受けて調査を行ったところ、市営住宅の入居戸数は、町自治会加入世帯とは必ずしも一致しないものの、一定の指標とすることができる数値であることが確認できた。このことを受けて、市営住宅課と協議をし、町自治会側から入居戸数に係る問合せがあった場合、回答をしてもらえるように調整をしたので、市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も参考にできることを伝えている。

検証1

（乙）の回答より「令和6年度の基準に基づき申請時の自治会加入世帯数（令和6年4月1日）を審査した結果（申請時の加入世帯数（基準内）と記す。）、交付決定及び額の決定を行っていた。」となる。この数値の是非を検証する。

表1 修正後の世帯数を真の値とし、申請時の加入世帯数（基準内）との割合 申請時の加入世帯数（基準内）／修正後の世帯数
（丁）の令和6年度町自治会交付金の申請内容に関する調査結果に必要部分追加）

自治会名	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇
管理戸数	448	72	79	130	109
申請時の加入世帯数（基準内）	430	72	79	130	112
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
申請時の加入世帯数（基準内） ／修正後の世帯数	189（％）	171（％）	132（％）	153（％）	149（％）
交付金返還金額（円）	267,010	39,300	23,810	58,950	48,470

過大請求分合計 約 4 4 万円

【検証 1 の結果】

住民基本台帳を用いて「加入世帯数が基準内である」とした交付決定及び額の決定「過大請求分合計 約 4 4 万円」は、物価高で苦しんでいる市民から見て到底納得できない数値である。この無駄なお金が、（丁）に交付され新聞発表まで放置されてきた。

報道発表資料 2 0 2 4 年 1 0 月 3 日に、（丙）は、「令和 6 年 7 月 3 1 日の中日新聞（入居戸数の 1 9 0 % と示され乖離幅が大きすぎる）との報道を受け、事実確認を目的として令和 6 年度町自治会交付金の申請内容について調査を行った。」とある。

< Q 1 > この調査時、（丙）は、過大請求が認められる該当の自治会に対し、返還請求権が残る令和 2, 3, 4, 5 年度の過大請求について質問されたのですか。

該当の自治会は、質問にどのような返答をされたのですか。

「該当の自治会は、過大請求がありません。」と返答したのですか。

もし、該当の自治会に質問されなかったのなら、その理由は何ですか。

< Q 2 > 監査委員は、住民監査請求（令和 7 年 6 月 1 8 日付け）に基づき（丙）に対し< Q 1 > と同一趣旨の質問をされたのですか。

検証 2

「市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない。」を検証する。

入居戸数は、津市「市営住宅の設置及び管理に関する条例（家賃の納付）第 2 0 条及び 2」により把握されている数値である。ここでは、入居戸数を（丁）の加入世帯数として使用できるかを検証す

る。

<自治会加入世帯数の考察>

＜いろいろな理由＞	
A：町自治会に加入していないケース	
B：二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会にそれぞれ加入しているケース	
町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加入するケース（稀なので、除外する）	

表2 令和6年度修正後の世帯数（真の値）として入居戸数との割合
入居戸数／修正後の世帯数

自治会名	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇
入居戸数（戸）	223	42	58	86	76
修正後の世帯数	227	42	60	85	75
入居戸数／修正後の世帯数	98（％）	100（％）	97（％）	101（％）	101（％）

<自治会加入の考察> B 全戸加入 B A A

【検証2の結果】

（丁）の場合は、修正後の世帯数を真の値として入居戸数との比（％）をとるとその値は100％の近傍にあり、A、Bを考慮しても入居戸数を加入世帯数の基準値として採用できる。

検証1，2より、（丙）が主張している「これらのことから、市営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠となるとは考えていない。」は、＜いろいろな理由＞をつけてこれまでの地域連携課の基準値採用のミスを覆い隠そうとしている。

<Q3>（丙）は、この主張をこれからも（丁）に対し続けてゆくのですか。

（丙）は、「市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も参考にできる。」としている。自治会費を支払った世帯が自治会加入世帯であり、悪徳自治会は、逆に、入居戸数との間に余裕があれば、支払っていない世帯まで加入世帯とする。

<Q4>なぜ、（丁）に任せ、（丙）自ら、市営住宅課に確認しない

のですか。

検証 3

(丁) の過大請求の全体像について検証する。

表 3 甲第 1 号証から甲第 6 号証 より 各年度毎の入居戸数と申請世帯数の変遷

自治会名	000000		0000		00000		000000		0000	
管理戸数	448		72		79		130		109	
数	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯	入居戸数	申請世帯
平成31年	282		55		69		112		92	
令和2年	274		51		65		110		88	
令和3年	263	430	51	72	63	79	105	130	84	112
令和4年	250	430	50	72	63	79	104	130	83	112
令和5年	231	430	44	72	59	79	95	130	75	112
令和6年	223	430	42	72	58	79	86	130	76	112

【検証 3 の結果】

市営住宅の入居戸数は平成 3 1 年より減少しているが、申請世帯数は表中の令和 3 年度以降では、不自然に一定値である。

「申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入世帯数を審査し、交付決定及び額の決定を行っていた」とすると、住民基本台帳の数値を利用した審査が、実態（入居戸数）とかけ離れていたといえる。

また、監査委員告示第 1 号（令和 3 年 2 月 1 9 日）(2) 市民部
ア 地域連携課 （ア） 町自治会交付金における加入世帯数の確認について 「措置の内容」が全く実行されていない。

(丁) において、住民基本台帳を用いた制度設計は、入居戸数に比べ誤差が大きく統計上正確さに欠けると言わざるを得ない。

(丁) の交付金に関して行った (丙) の職務の執行が、「地方公務員法第 3 1 条 服務の宣誓」の宣誓書文中「誠実かつ公正に職務を執行する」に違反している。

< Q 5 > (丁) と「町自治会交付金等の過大請求に関する事項」津市
監査委員告示第 8 号 令和 6 年 1 2 月 4 日 ○○○○○○○自治会を比べ、どこが「誠実かつ公正に」なのですか。

＜Ｑ６＞過去の過大請求分を請求しない理由が、該当の自治会が多数なので「これまでと同様に自治会との良好な関係を築くために必要である」とするなら、納税者との良好な関係はどうなるのですか。

検証４

検証２の結果を用いて、入居戸数を基準とする令和３年度～６年度（丁）の町自治会交付金の過大請求の詳細について検証する。

- １．令和３年～令和６年度入居者のみで構成される自治会毎の想定される過大請求数と加入世帯数／入居戸数の比（％）を記す。
 - ２．想定される過大請求数＝申請加入世帯数－入居戸数

＜甲＞参考のため、＊「住民基本台帳」欄に地域連携課が用いた住民基本台帳の世帯数そのものを教えていただきたい。（乖離幅ではないので、津市情報公開条例に該当しない。）

甲第１号証と甲第６号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
〇〇〇〇〇〇	管理戸数	448	448	448	448	
	入居戸数	263	250	231	223	
	申請加入世帯数	430	430	430	430	227
	想定される過大請求数	167	180	199	207	
	申請加入世帯数／入居戸数	163(%)	172(%)	186(%)	193(%)	
	＊「住民基本台帳」					

甲第２号証と甲第６号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
〇〇〇〇〇	管理戸数	72	72	72	72	
	入居戸数	51	50	44	42	
	申請加入世帯数	72	72	72	72	42
	想定される過大請求数	21	22	28	30	
	申請加入世帯数／入居戸数	141(%)	144(%)	164(%)	171(%)	
	＊「住民基本台帳」					

甲第 3 号証と甲第 6 号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
〇〇〇〇〇	管理戸数	79	79	79	79	
	入居戸数	63	63	59	58	
	申請加入世帯数	79	79	79	79	60
	想定される過大請求数	16	16	20	21	
	申請加入世帯数 ／入居戸数	125(%)	125(%)	134(%)	136(%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第 4 号証と甲第 6 号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
〇〇〇〇〇 〇〇	管理戸数	130	130	130	130	
	入居戸数	105	104	95	86	
	申請加入世帯数	130	130	130	130	85
	想定される過大請求数	25	26	35	44	
	申請加入世帯数 ／入居戸数	124(%)	125(%)	137(%)	151(%)	
	*「住民基本台帳」					

甲第 5 号証と甲第 6 号証

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	修正申告
〇〇〇〇〇	管理戸数	109	109	109	109	
	入居戸数	84	83	75	76	
	申請加入世帯数	112	112	112	112	75
	想定される過大請求数	28	29	37	36	
	申請加入世帯数 ／入居戸数	133(%)	135(%)	149(%)	147(%)	
	*「住民基本台帳」					

【検証 4 の結果】

申請加入世帯数を入居戸数で割った数値が、年度が増えるにしたがって増加している。

市営住宅が年々老朽化し入居戸数が減少していることから、当然、住民基本台帳の基準をうのみにせず市営住宅課と連携し過去の各年度毎の入居戸数から正確な加入世帯数を確認すべきであった。

(丙) の主張によると、〇〇〇〇〇〇では、「令和 3, 4, 5 年度 4 3 0 世帯から 1 年の間に最低でも 2 0 3 世帯の転出又は 2 世帯

住宅 203 世帯でこの全世帯が加入取りやめ、令和 6 年度修正申告 227 世帯になった。」ことになる。

＜Q 7＞（丙）、監査委員は、つじつまが合わないことに簡単に気づけたのではないですか。

(2) 結論

（丙）が、自治会数の多い（丁）との良好な関係維持のために、意図的に、過年度の市営住宅課「入居戸数」の確認を怠った。この対応は、一つの自治会（〇〇〇〇〇〇〇自治会）との差が歴然で公正さを欠いた、差別的な職務の執行である。差別的な職務の執行を断じて許せない。

〇〇〇の問題から何も学ばず、まるで“みかじめ料”的な考え方である。

（乙）が規則第 13 条に規定される交付金の返請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っていると考え、また、法第 242 条第 1 項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当すると考える。

(3) 措置の請求

上記の 5 つの市営住宅（〇〇〇〇〇〇〇自治会、〇〇〇〇自治会、〇〇〇〇〇自治会、〇〇〇〇〇〇〇自治会、〇〇〇〇自治会）の入居者のみで構成される自治会の加入世帯数は、【検証 2 の結果】により、入居戸数の数値を基準とし、この基準を用いて聞き取り調査を行い過年度分の過大請求の返還を命じる。

第 2 同一住民による同一の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象とした住民監査請求について

本件監査請求は、令和 3 年度から令和 5 年度に、市営住宅の入居者で構成される 5 自治会（以下「5 自治会」という。）に交付された町自治会交付金について、自治会加入世帯数を用いて算定すべきところ、5 自治会の交付金交付申請書には、実際の自治会加入世帯数を上回る世帯数が記載されていた可能性が高く、また、所管する地域連携課（以下「監査対象部局」という。）は、市営住宅課へ入居戸数を確認することを意図的に行わず、過大な町自治会交付金を交付したことにより、本市に損害を与えているため、当時の申請書に記載された自治会加入世帯数が、正確なものであるかについて再調査を行い、令和 3 年度から令和 5 年度に交付された町自

治会交付金に過大請求があれば、返還を命じるよう求めているものと解される。

請求人は、令和7年6月18日に、請求件名は異なるものの、町自治会交付金の過大請求に伴う財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求（以下「前回請求」という。）をしており、これに対し、監査委員は、令和7年8月7日付けで、「法第242条第1項に規定される財産の管理を怠る事実はなかった。」とする監査結果を通知している。

昭和62年2月20日最高裁判決では、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項（※現行法では第5項）の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実を対象として、再度の住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、できないものとされている。

第3 本件監査請求内容について

本件監査請求が、前回請求と同一の財産の管理を怠る事実を対象とする監査請求であるかどうかを一時不再理の原則の観点から、以下のとおり検証する。

前回請求は、同一住民が、5自治会及びこれ以外の22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に、財産の管理を怠る事実があるとする住民監査請求であり、他方、本件監査請求は、同一住民が、前回請求で対象とした22自治会に係る令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付に財産の管理を怠る事実があるとする部分を削除し、対象を5自治会の令和3年度から令和5年度における町自治会交付金の交付について財産の管理を怠る事実があるとする内容で構成され、これに、請求人が前回住民監査請求以後に入手した、市営住宅の入居戸数を新証拠として加えた住民監査請求である。

従って、本件監査請求は、自治会の数は異なるものの、同一住民による同一の財産の管理を怠る事実を監査対象とした住民監査請求であると判断できる。

また、請求人は、請求の対象となる自治会の数を変更（削減）し、新たな証拠を提出することで、本件監査請求が、前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解されるが、第2「同一住民による同一の財務会計行為又は財産の管理を怠る事実を対象とした住民監査請求について」において例示した昭和62年2月20日最高裁判決では、「所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、法242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、（中略）裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであつて、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがつて、主張する違法事由が異なるごとに監査

請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とも判示しており、かかる請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は本件監査請求の請求書に、監査対象部局や監査委員に対する複数の質問を記載しているが、法第242条では「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定められているのみであり、住民監査請求書を用いて、監査対象部局や監査委員に質問等を行うことはできないことを申し添える。

第4 結論

よって、本件監査請求は、前回請求と同一の内容と認め、一事不再理の原則により不適法なものと判断し、却下するものである。

以上